

平成29年第3回定例会議事日程（第2号）

平成29年9月7日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について（吉富小学校ICT環境整備機器売買契約変更）
- 日程第4 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第41号 平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第42号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第43号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第44号 平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第45号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第46号 平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 報告第7号 平成28年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第14 報告第8号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第15 報告第9号 平成28年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第47号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第48号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第49号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第50号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第51号 工事請負契約の締結について（平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事）

日程第21 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事）

追加日程第1号 発議第6号 吉富漁港の浚渫を求める決議について

平成29年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成29年9月7日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	9月7日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
	教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
	総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
	企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
	税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
	教 務 課 長	瀬口 直美	監 査 委 員	守口賢二郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長	奥邨 厚志
	書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 説明いたします。専決処分の承認を求めることについてでございます。

7月5日の九州北部豪雨により、甚大な被害が発生した東峰村、朝倉市、添田町に対して、一日も早い復興を願い、見舞金を送るため、7月18日付で当該予算の専決処分をし、7月25日に送金をいたしました。

なお、補正予算の専決に当たりましては、事前に議長に連絡をいたしております。

また、見舞金の額につきましては、昨年の熊本地震の際の見舞金150万円を参考にし、被害の程度、また町、村と市との関係などを考慮し、東峰村に100万円、朝倉市に50万円、添田町に20万円の計170万円とすることを上毛町と協議し、足並みを合わせた上で決定をいたしました。

以上で説明を終わります。御承認下さいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行

ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いたします。

これから、歳入歳出一括で質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今回の専決処分ですが、さきの熊本のとときですかね、あのときにもこのような形で見舞金という形で拠出されたとお聞きしております。その際も近隣の市町村等と足並みをそろえ、拠出額を決められたと。

今回も上毛町と協議して決められたということだったんですが、さきの議会のときでも、こういう場合はこうという形のある程度の規程というか、何か町としての形をつくってはどうかという提案がたしか議会からもあったと思うんですが、その後その辺についてはどうなったでしょうか。今回そういうことも考慮されたのか、それとも今後されるのか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 規程というものはつくっておりません。今回の170万円につきましては、昨年度の熊本地震の際の150万円というのを基礎に上毛町と協議をして決定をいたしましたところでございます。

今後、こういうことがあったら困るんですけども、150万円という当初の額が基準になっていくかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論をいたします。

7月5日の北部豪雨による多大な災害でございました。同時に、吉富町にもそのようなことがあるやもしれませんので、この提案に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））は、承認することに決しました。

● ● ●

**日程第3. 報告第6号 専決処分の報告について（吉富小学校ICT環境整備機器売買契約
変更）**

○議長（若山 征洋君） 日程第3、報告第6号専決処分の報告について（吉富小学校ICT環境整備機器売買契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

議案書3ページ、4ページをお願いいたします。専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により指定されました町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、議案書4ページ、専決処分書のとおり、平成29年7月24日に物品売買契約吉富小学校ICT環境整備機器の契約金額を2,068万7,400円を2,266万7,040円に増額変更する専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

変更理由としましては、購入物品のうち、各普通教室に整備することとしておりました置き型プロジェクターを教室内に設置場所をとらず、パソコンとの回線接続配線や位置合わせ等の事前準備が不要で、今回同時に購入しましたタブレットパソコンとの連携活用をより効果的に行える電子黒板機能が内蔵された壁取り付け型プロジェクターに機種変更をしたことによりまして、取り付け費用が発生したこと、及び当該プロジェクターの電子黒板機能の効率的な活用を図るため、新たに着脱式のマグネットスクリーンをあわせて全普通教室に追加整備したため、契約金額を増額したものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第4. 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。職員の育児休業等に関する条例でございます。

職員の仕事と育児の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、また、同法律を実施するため、本条例で必要な事項を定めるものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が大幅に改正されておりますので、現行の条例の全部を改正するものでございます。

職員の育児休業等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の全部を改正する。

第1条は、趣旨でございます。第1条、この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づき、及び同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

趣旨は、冒頭申し上げたとおりでございます。

第2条は、育児休業をすることができない職員でございます。育児休業をすることができる職員は、育児休業法第1条で地方公務員法第4条第1項に規定する一般職の職員とされています。

しかし、同法第2条第1項で一般職の職員であっても、育児休業、短時間勤務に伴い任用された任期付短時間勤務職員、また臨時的に任用される職員、その他条例で定める職員は育児休業をすることができないというふうに規定されております。

この第2条は、その他条例で定める職員を規定するものでございます。

第2条、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第1号、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員。これは職員の育児休業に伴い、その代替職員として任期を定めて採用された職員であります。

第2号、吉富町職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第10号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員。これは、定年退職を迎えた職員が公務の運営に著しい支障が生じるため、条例の規定に基づき引き続き勤務している職員であります。

第3号、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員。これは、非常勤職員のうち、次に掲げる職員は育児休業をすることができ、それ以外の非常勤職員は育児休業をすることがで

きないとするものでございます。

育児休業をすることができる職員として、ア、次のいずれにも該当する非常勤職員。

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員。

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員。このアにつきましては、1年以上在職した非常勤職員で、養育する子が1歳6か月に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員であります。こういった職員は育児休業をとることができるというものでございます。

イ、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び次条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

このイにつきましては、養育する子が1歳到達後に保育所の入所を希望しているが、入所できない場合、または1歳到達後に子を養育する予定であった配偶者が死亡、疾病等により養育することが困難になった場合において、引き続き1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員については、育児休業を取得することができるとするものであります。

ウ、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

このウにつきましては、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または新たな採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員であります。この分の職員も育児休業を取得することができるとするものであります。

このア、イ、ウの職員以外の非常勤職員は育児休業をすることができないとするものでございます。

第2条の2の規定は、育児休業法第2条第1項の条例で定める者でございます。

育児休業法第2条第1項で、育児休業の対象となる子を規定しております。それは職員の子、これは養子を含みます、または特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、現に養育して

いる子、そしてまた、里親委託され将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした子というのが、育児休業法第2条第1項で規定しております。

そしてさらに、条例で定める子という規定しておりまして、この本条はその条例で定める子を規定するものでございます。

第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

対象となる子ですが、これは児童福祉法の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する職員に児童相談所の所長の措置に基づき都道府県が里親として委託した子で、養子縁組をしていない子が条例で定める育児休業の対象となる子というふうになります。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日でございます。

育児休業法第2条第1項で、常勤の職員は、養育する子が3歳に達する日まで育児休業をすることができると規定をしております。

一方、非常勤職員は、養育する子が1歳から1歳6か月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業をすることができると法律でされております。本条は、その条例で定める日を規定するものでございます。

第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

第1号、次号及び第3号に掲げる場合以外の場合、非常勤職員の養育する子の1歳到達日。次条、第2号及び第3号に該当する場合以外は、原則、養育する子が1歳に到達する日まで非常勤職員の場合は育児休業をすることができるものとするというものでございます。

第2号、非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律等の規定による育児休業（以下この条において「法定等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規

定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)。

この第2号は、職員の配偶者が子の1歳到達日までの間に現に法定の育児休業をしている場合において、夫婦ともに育児休業を取得するときについては、1歳2か月に達する日まで育児休業をすることができる。ただし、最長1年とするという規定でございます。

第3号、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき、そのときは当該子の1歳6か月到達日までできると。

ア、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法定等育児休業をしている場合。

イ、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。

この第3号の規定は、現に育児休業をしている子が1歳到達日後において、規則で定める場合に該当するときに、引き続き1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができるというものでございます。

この規則で定める場合とは、保育園の入所を希望しているけども、入所できない場合、また1歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が死亡、疾病等により養育することが困難になった場合を想定しております。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項のただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間でございます。

育児休業の取得は、原則1人の子について1回に限られております。しかし、育児休業法第

2条第1項のただし書きで、再取得の特例について定めています。

本条は、いわゆる産後パパ休暇の期間を定めるものでございます。育児休業法第2条第1項のただし書きで、再度取得できる者として、配偶者の出産の日後、条例で定める期間に育児休業を取得し、さらに終了した夫はその後再度育児休業を取得できるとされております。

本条は、その期間を定めるものでございます。

第2条の4、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情でございます。

本条は、産後パパ休暇取得者以外で育児休業を再度取得できる特別な事情を定めるものでございます。

第3条、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

第1号、育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア、死亡した場合。イ、養子縁組等により職員と別居することとなった場合。

第2号、育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア、前号ア又はイに掲げる場合。イ、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合。

この第1号、第2号の規定は、育児休業をしている職員が次の子を妊娠、出産し、さきの子の育児休業の承認が失効した後に、または第2号で育児休業に係る子以外の子の育児休業が承認され、最初の子の育児休業の承認が取り消された後に、次の子または新たに承認された子が死亡したり、職員の子でなくなった場合に再度取得することができるものと規定するものでございます。

第3号、育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

第4号、育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。そのときは、再度取得できますというものです。

第5号、育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5号は、当初から、最初の承認時から計画されている場合は再度取得できるというものでございます。

第6号、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。については再度できますと。

第7号、第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

第7号の規定は、非常勤職員について第6号と同様な事実が生じた場合に再度の取得ができるという規定でございます。

第8号、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の終了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

これは、非常勤職員について、育児休業終了後に任期が更新され、または任期満了後に引き続き採用される場合について、再度育児休業をすることができるとするものでございます。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる場合の特別の事情でございます。

育児休業法第3条第2項で、育児休業期間の延長は条例で定める特別の事情がある場合を除き、原則1回に限るという規定がございます。

本条は、その条例で特別に定める事情を定めるものでございます。

第4条、育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったことと

する。ものがございます。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由でございます。

育児休業法第5条第2項で、育児休業の承認の取り消し事由として、法律では、育児休業をしている職員が子を養育しなかったこと。その他条例で定める事由と規定しています。

本条は、承認の取り消しのその他条例で定める事由を規定するものがございます。

第5条、育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。でございます。

第6条は、育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新でございます。

第6条、任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

この第6条は、職員の育児休業に伴い、その代替職員として任期を定めて任用された職員の任期を育児休業期間の範囲内で更新する場合には、あらかじめ育児休業をしている職員の同意を得なければならないという規定でございます。

第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給でございます。

第7条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務をした期間（規則で定めるこれらに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第2項、給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整でございます。

第8条、育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

現行の条例では、換算率は2分の1となっておりますが、その換算率を100分の100以下とするものがございます。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員でございます。

育児休業法第10条第1項の規定により、小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員は、育児短時間勤務をすることができます。

ただし、同項の規定により、非常勤職員、臨時職員、その他条例で定める職員は除く——できないとされております。

本条は、その他条例で定める職員を規定するものでございます。

第9条、育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第1号、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員。

第1号は、職員の育児休業に伴い、その代替職員として任期を定めて任用された職員であります。

第2号、吉富町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員。

第2号は、定年退職を迎えた職員が公務の運営に著しい支障が生じるため、条例の規定に基づき引き続き勤務している職員でございます。

第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情であります。

育児短時間勤務の取得は、1人の子について原則1回というふうになっておりますが、育児休業法第10条第1項のただし書きで、再度の取得について規定しております。

再度取得できる要件として、前回の育児短時間勤務の終了後1年が経過している場合。これは法律で決めております。又は、その他条例で定める特別な事情がある場合。というふうにされております。

本条は、その他条例で定める特別な事情を定めるものでございます。

第10条、育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

第1号育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第2号育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第3号育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

第4号育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続す

ることが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5号育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

第6号育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）

第7号配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

この1号から7号の規定につきましては、さきに御説明いたしました条例第3条で定める育児休業の再度の取得の事情と同じでございます。

第11条は、育児短時間勤務の形態を定めるものでございます。

育児休業法第10条第1項各号で育児短時間勤務の形態及び勤務時間を規定しております。

法律育児休業法第10条第1号では、勤務体系の一つとして第1号、週5日、1日3時間55分勤務。第2号で週5日、1日4時間55分勤務。第3号で週3日、1日7時間45分勤務。第4号で週3日のうち2日を7時間45分、1日を3時間55分勤務。そして第5号で、その他勤務の体系として、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分までの範囲内で条例で定める勤務体系とされております。

本条は、育児短時間勤務の形態のうち、1号から5号まで以外の5号の条例で定める勤務体系を定めるものでございます。

第11条、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態。

育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除くものとし、勤務日が引き続き規則で定める日を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

第1号4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務す

ること。

第2号4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

この規定は、第5号の条例で定める職員というものは、交代制勤務の形態に属する職員に関するものでございます。これについては、本町には該当はございませんが、条例で定めるとされておりますので、定めているところでございます。

第12条は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続でございます。

第12条、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取消事由でございます。

育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項で、育児短時間勤務の承認の取消事由として、育児短時間勤務をしている職員が子を養育しなかったこと。これは法律で決まっています。その他条例で定める事由と規定しております。

本条は、その条例で定める事由を規定するものでございます。

第13条、育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

第1号育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

第2号育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。は、取り消しますよというものでございます。

第14条は、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情でございます。

育児休業法第17条で、育児短期間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合においても、条例で定めるやむを得ない事情があるときは、フルタイムの勤務には戻らずに、引き続き育児短時間勤務職員と同一の勤務体系で勤務させることができる。というふうに規定されております。

本条は、その条例で定めるやむを得ない事情を定めるものであります。

第14条、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。この1号、2号の場合は、フルタイムではな

く、短時間で勤務させることができるというものでございます。

育児休業法第18条第1項の規定により採用され、第2号で定める育児休業法第18条第1項の規定により採用されている短時間勤務職員というのは、職員の育児短時間勤務に伴いその代替職員として任期を定めて任用された職員でございます。育児短時間休業をした職員が、フルタイム勤務に戻ることに伴い、その代替職員を任期が満了する前にやめさせなければならない、引き続き任用しておくことができない場合に、育児短時間勤務職員はフルタイム勤務には戻ることができず、引き続き育児短時間勤務と同一の勤務体系で勤務させることができるというものが2号の規定でございます。

第15条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知でございます。

第15条、任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

前項の勤務をさせる場合、又はその勤務が終了した場合は、本人に書面により通知するという規定でございます。

第16条は、育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例でございます。

第16条、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、給与条例第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

この第1項の規定は、給与月額について規定をしております。育児短時間勤務職員の給料月額は、勤務時間数に応じた額でありますと規定するものでございます。

第2項、育児短時間勤務職員等が、給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務で勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する給与条例第15条第1項の規定の適用については、同項中、「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

この第2項の規定は、時間外勤務について規定をしております。

正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、常勤の職員には勤務時間帯に応じて100分の125から100分の150まで加算されるとなっておりますが、育児短時間勤務職員は、1日の勤務時間が常勤の職員の勤務時間である7時間45分までは加算をされず100分の100でありますという規定でございます。

第3号、育児短時間勤務職員等の給与条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に算出率を乗じたものに52を乗じたもので除して得た額とする。

この第3号の規定は、1時間当たりの給与額の計算方法について規定しております。

短時間勤務に応じて算出された給与月額から、短時間勤務に応じた勤務時間により算出をするという規定でございます。

第4項、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

給与条例第13条の3第2項第2号中、再任用短時間勤務職員とあるのは、右欄、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）と読みかえるものでございます。

給与条例第13条の3第2項第2号の規定は、自動車による通勤手当の額を定めるものであります。同号中、再任用短時間勤務職員は、勤務日数に応じて支給すると規定をしております。その規定を育児休業法に規定する育児短時間勤務職員と読みかえて適用するというものでございます。

その下、給与条例中、第15条第4項中第2項とあるのは、職員の育児休業等に関する条例（平成〇〇年条例第〇〇号）第16条第2項、〇〇年〇〇号はこの条例が成立したときに入れますと読みかえるものでございます。

給与条例第15条第4項の規定というのは、1か月の時間外勤務が60時間を超えた場合、60時間を超えた時間に対する時間外勤務手当は、通常的时间外勤務手当よりも加算するという規定でございます。この場合、同項に再任用短時間勤務職員の60時間を超える勤務とは、その短時間勤務職員が1日に割り振られた実際の時間を超えた時間が1か月当たり60時間を超えた場合に加算するとされております。

育児短時間勤務職員についても、再任用短時間勤務職員と同じであるというふうに読みかえるものでございます。

その下、給与条例第15条第5項中、要しないとあるのは、右欄、要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第16条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額と読みかえるというものでございます。

給与条例第15条第5項の規定につきましては、時間外勤務代休時間の指定について定めてお

ります。時間外勤務手当の支給にかわり、正規の勤務時間内に代休時間を指定するというものでございます。この場合、時間外勤務手当では1時間当たりの単価に加算割合というものがござい
ます。正規の勤務時間に代休を指定することにより、加算分の差額をどうするかという問題が発生しますが、同項でこれを支給することを要しないという規定をしております。

育児短時間勤務職員についても、このように適用しないというふうに読みかえるものでござい
ます。

その下、給与条例第20条第4項及び第21条第3項中、給料とあるのは、右欄、給料の月額
を職員の育児休業等に関する条例第16条第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）
で除して得た額と読みかえるというものでございます。

給与条例第20条第4項及び第21条第3項は、期末手当及び勤勉手当の基礎額を規定をして
おります。

育児短時間勤務の職員の期末手当及び勤勉手当の基礎額である給料は、勤務時間に応じた給料
月額とするという規定でござい
ます。給与条例の第20条第5項中、給料の月額とあるのは、給
料の月額を算出率で除して得た額と読みかえるというものでござい
ます。

給与条例第20条第5項は、期末手当の役職加算の基礎額を定める規定であります。育児短時
間勤務の職員の役職加算の基礎額は、勤務時間に応じた給料月額とするという規定でござい
ます。

第17条は、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例
でござい
ます。

第17条、前条第1項から第3項までの規定は、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間
勤務職員の給料について準用する。この場合において、前条第1項中「勤務時間条例第2条第
2項」とあるのは、「勤務時間条例第2条第4項」と読み替えるものとする。

育児短時間勤務に伴い、代替として任用された任期つき短時間勤務職員の給与については、育
児短時間勤務職員の例により勤務時間に応じた給与とするという規定でござい
ます。

第2項、給与条例第7条第3項から第8項まで、第12条から第13条の2まで、第13条の
4及び第13条の5の規定は、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員には適用し
ない。

給与条例第7条第3項から、これらの規定は昇給、扶養手当、住居手当、地域手当及び単身赴
任手当については、短時間勤務職員には適用しません。ありませんという規定でござい
ます。

第3項、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例第23条の
3の規定の適用については、同条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務に伴
い任用されている短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

給与条例第23条の3は、臨時又は常勤を要しない職員の給与を定めております。

同条で、常勤を要しない職員には、再任用短時間職員は除きますよという規定がございます。育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員も、再任用短時間勤務職員と同様に除きますよと読みかえるものでございます。

第18条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新でございます。

第18条、第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

この規定は、職員の育児短時間勤務に伴い、その代替職員として、任期を定めて任用された短時間勤務職員の任期を、育児短時間勤務期間の範囲内で更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないという規定でございます。

第19条は、部分休業をすることができない職員でございます。

育児休業法第19条第1項で、部分休業をすることができない職員として、法律で育児短時間勤務職員、そしてその他条例で定める職員というふうにされております。本条はその他条例で定める職員を規定するものでございます。

第19条、育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、過員を生ずることにより育児短時間勤務によりフルタイム勤務することなく短時間勤務をしている職員でございます。

第20条は、部分休業の承認でございます。

育児休業法第19条第1項の規定で、職員は、小学校就学始期に達するまでの子、非常勤職員の場合は3歳に達するまでの子でございますが、常勤の子は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日のうち2時間を超えない範囲内で、勤務時間の一部について、勤務しないことを承認することができるかとされております。この第20条は、その勤務時間の一部について定めるものでございます。

第20条、部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

第2項、労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

これは育児時間というのは、1日2回、それぞれ30分以内、介護時間というのは、1日2時間を超えない範囲内の時間というふうに定められております。したがって、部分休業は、

2時間からこれらの時間を減じた時間で行うとするものでございます。

第21条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いでございます。

第21条、職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。というものでございます。

第22条は、部分休業の承認の取消事由でございます。

第22条、第13条の規定は、部分休業について準用する。

第13条で規定された育児短時間勤務の承認の取消事由を準用するものでございます。

第23条、規則への委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。この改正条例について3つ質問したいと思います。

まず一つ目に、改正前、従前の条例下において、職員の勤務、育児休業について、実際の労働状況の現況を教えてください。ちゃんと守れていたかどうか、ちゃんととれていたかどうかという点について一つ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この育児休業条例ができた後は、育児休業全ての職員、出産した職員が育児休業を取得しているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） では、続けて2つ目、3つ目を行います。

2つ目に、この条例改正を遵守する職員において、人事評価制度において一つの重要な加点になるのかどうか。その点についてと、ただいま各種企業、あるいは各自治体がイクボス宣言なるものを発表しております。我が町ではそういう宣言をするのかどうか、または総務課において、各課にこの取り組みをどういうふうに伝えていくのか、その点、実際に考えているものがあれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

人事評価制度に対する昇給、昇格、または給与についても一切、考慮いたしません。通常どおり勤務したものというふうにならして扱おうというふうにされております。

イクボス宣言というのは、どういうものですか。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 簡単にいえば、各課の部長とかが、職員に対して、こういう休業とかいうものを法的に守って遵守させるという取り組みだと思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 職員については、職員、特に管理職も同じでございますが、特定事業主行動計画というものを策定しております。これで職員については、十分な法に定まった休暇を与えましょうというような取り組みをしております。その取り組み状況については、毎年1回、係長クラスを中心とした委員会で、その進捗状況等を確認をしている状況でございます。

でございますので、管理職も、その計画に基づいて実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本君。

○議員（2番 山本 定生君） 今、この長い説明をお聞きしました。なかなか頭に入りにくい面があると思うので、端的にいつも私が聞くことなんですが、まず、法の趣旨、いわゆる今まであった条例から、今回の改正に伴い、法の趣旨と違う部分、いわゆる町独自の条件なんか、取得に向けた条件とか、何かそういうものが入っているのかということがまず1点です。

もう一つ、今までと比較して、さきの議員さんの質問にちょっと近いことになってしまうんですが、今までの条例と比較して、利用者側、いわゆる休みを取る方にとって、今回の改正でメリットが多いのか多くないのか、別に変わらないのかが2点目。

もう1点、先ほど臨時職員がかわりに入るという話を聞いたんですが、これが例えば休業を申し出る方が、責任ある立場の方、はっきり言えばここにおられる方が休業をとる場合、その場合はどうされるのか、その点についてを3点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、独自の定めはあるのかということでございますが、これはもう法律、準則どおりに作成をいたしております。

2点目のメリットでございますが、これは非常にメリットがございます。順番に言いますと、第2条の改正で、以前は配偶者が育児休業をしている場合や、配偶者が仕事をしていなくて、常時看護できる人がいた場合は、育児休業を取得できないという定めでしたが、そういった配偶者がいても、育児休業を取得できるというふうにならっております。

引き続き言いますが、その他、子についても、かなり範囲が拡大されております。以前の条例では、法律上の親子関係が、いわゆる戸籍上の子についてのみの対象でありましたが、この条例の第2条の2の改正によりまして、法律上、戸籍上、自分の子でなくても、里親として養育している子、ある程度児童福祉法の縛りがあるのですけれども、その縛りの中で養育している子も該当しますよというメリットがございます。

そのほか非常勤職員、これは一般職の非常勤職員でございますが、この一般職の非常勤職員も、1歳から1歳6か月の間、要するにゼロ歳から1歳6か月の間、取得する可能性がありますというふうに改めております。

それと、育児休業の再度の取得、これも新たに定めております。今までは育児休業の再度の取得、延長という規定はあったのですが、育児休業の再度取得という規定はございませんでした。これについても、先ほど説明いたしました、法律で定める場合、または条例で定める場合に、再度1回やめたけども、原則1回なんですけれども、再度取得できるというふうに改めております。

給与の調整、これは改正前の条例では、1年間勤務しなかったら半年間分しか勤務したとみなさないという規定でございました。今回、100分の100以下です。1年間休んだら、1年以下勤務したとみなしますよ。今まで半年だったのが1年というふうになってます。これは大きな改正ではないかと思っています。

その下、これは、さっき横川議員が言ったように、この育児休業によって不利にならないようにするために、こういうふうに変えております。

その次が、育児短時間勤務でございます。今までは育児短時間勤務というものがございませんでした。これは、説明申し上げましたように、小学校就学前の子を養育する子について、育児短時間勤務、いろんな勤務パターンがあったんですけれども、その勤務パターンで勤務することができるというふうに変更をしております。

そういったところが大きなメリットになっております。デメリットは余りないかなというふうに思っております。

管理職が育児休業の申請があった場合も、当然取ることができます。そうした場合は、その職に見合った職員を代替職員として任用するということになるかと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の課長の答弁で、とても前向きなというか、大きな改正がなされるというふうに理解しました。

職員の皆さんの労働条件と密接に結びついていますので、労働組合との話し合いというのは、

なされたのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

労働組合とはお話をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の14ページの16条のところですか。今お話がありました、今までなかった育児短時間勤務職員に関する条例ができたんだという説明だったと思うんですが、そのところに、それまでは正規の勤務時間を超えた場合に、それぞれ、要するに超過時間に対して100分の125から150までの範囲とする支払いをするという規定があったと、それを100分の100にするという文章ですが、今までは100分の125から150の分でお支払いしていたやつがそうではないということによろしいですか。

それは、該当者にとってどうなんでしょうか。今言ったように、よくなったということに言えるのでしょうか。この辺がよくわからんでチェックしていたんですが、そのところをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 常勤の職員については、時間帯に応じて時間外勤務については、100分の125から100分の150まで加算をされます。この短時間で働く職員については、常勤の職員が7時間45分です、1日、7時間45分までの時間外については、加算しませんよと。100分の100ですよと。それを超えた場合は加算をします。

常勤の職員と同じ時間内の勤務を、時間外した場合は100分の100ですよという規定でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

ちょっと説明が長かったので休憩をとります。11時35分まで暫時休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時35分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第5. 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 説明いたします。議案書18ページをお願いいたします。あわせて資料ナンバー1、新旧対照表もあわせてごらんください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

前議案、職員の育児休業等に関する条例及び介護休暇、介護時間制度を実施するため、職員の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中、新旧対照表は2ページでございます。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、第2項の次、これは戻りまして新旧対照表1ページ、第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。として、第4項といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条は1週間の勤務時間を定める規定でございます。

育児休業条例の改正により任用されることとなった職員の短時間の勤務に伴い、その代替職員として任用された任期つき短時間勤務の1時間当たり勤務時間を定めるものでございます。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

1ページです。

第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児

短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

この新たな第2項も育児休業条例の改正により、育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児短時間勤務の承認が失効した場合において、過員を生ずるなどの理由により、フルタイムではなく育児短時間勤務の例により、短時間勤務をしている職員の1週間当たりの勤務時間を定めるものでございます。

第3条第1項ただし書き中、新旧対照表は2ページです。

第3条第1項ただし書き中「、再任用短時間職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日」を「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日」に改め。

この第3条第1項は週休日について規定をしております。育児休業条例の改正により、育児短時間勤務の承認を得た職員、また、代替職員として任用された任期つき短期時間勤務職員の週休日について定めるものでございます。

同条第2項中「を超えない範囲内において」を「の」に改めます。

これについては、第2項は勤務時間の割り振りについて規定をしております。常勤の職員は1日につき7時間45分の勤務と定められておりますので、超えない範囲、7時間45分以下の勤務というのはありません。したがって、1日につき7時間45分の勤務を割り振るというふうに改めるものでございます。

「、再任用短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第1項の規定と同様に、育児短時間勤務職員等及びその代替職員として任用された任期つき短時間勤務職員の勤務時間の割り振りを規定するものでございます。

第4条第2項本文中、新旧対照表はそのページになります。

第4条第2項本文中「8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)」に改め、「その他の事由」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等

の内容)」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「1日以上割合で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。ものでございます。

第4条の規定は週休日の割り振りについて規定をしております。第3条の規定と同様に育児短時間勤務職員等及びその代替職員として任用された任期つき短時間勤務職員の勤務時間の割り振りをここで規定するものでございます。

第8条第1項中、新旧対照表は4ページになります。

第8条第1項中「第5条に」を「第5条までに」に改め、これは字句の変更です。同項に次のただし書きを加える。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第1項は、正規の勤務時間以外における断続的な勤務である宿日直勤務の勤務命令について規定をしております。育児短時間勤務職員等には規則で定める特別な理由がなければ、宿日直勤務を命ずることができないという規定でございます。

第8条第2項に次のただし書きを加える。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項は、正規の勤務時間以外における臨時または緊急性のある勤務に対する勤務命令について規定をしております。育児短時間勤務職員等については規則で定める特別な理由がなければ、正規の時間外における臨時または緊急性のある勤務を命ずることができないという規定でございます。

第8条の2第1項中「子のある職員」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項において同じ。)のある職員」に改め。

この部分は第8条の2第1項の規定は、育児を行う職員の深夜勤務の制限について規定しているところでございます。育児休業で対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、子の規定の対

象となる子の範囲も育児休業法の規定に合わせるものでございます。

第4項中、新旧対照表は7ページでございます。

第4項中「前3項」を「前4項」に、「手続き」を送りのない「手続」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中、これまた新旧対照表6ページなんですけども、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、また、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め、同項を同条第4項とし。

ここまでの改正につきましては、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、育児を行う職員の勤務時間の制限を読みかえるという規定でございます。読みかえもとの第1項第2項の内容に改正があったため、読みかえする箇所を指定する内容も第1項、第2項で改正された内容に改めるものでございます。

同条第2項中、新旧対照表は6ページでございます。

同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り。

これは、第2項は育児を行う職員の時間外勤務の制限についての規定であります。育児を行う職員に、その子を常態として養育することができる配偶者が存在していても、時間外勤務の制限の対象となりますよということを新たに規定するため、これを除外すると規定した文を除外するものでございます。

「、第8条第2項」を「、前条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

次の1項は新旧対照表の5ページにあります。

第2項、任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

この新たに規定する第2項は、3歳未満の子を養育する職員の正規の勤務時間における臨時または緊急性のある勤務の免除について新たに規定するものでございます。

第11条中、新旧対照表は8ページになります。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第11条の規定は休暇の種類を定めたものでございます。第15条の2で新たに介護時間制度を設けるため、休暇の種類に加えるものでございます。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

この12条の規定は、年次有給休暇に関する規定であります。育児休業条例の改正により、新たに承認された育児短時間勤務職員等及びその代替職員として任用された任期つき短時間勤務職員についても年次休暇を与えるという規定でございます。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介

護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め。

第15条は介護休暇について規定をしております。現行では、要介護者1人について、職員が指定する日から連続する6か月内に限定して介護休暇を取得することができるとなっておりますが、この改正によりまして、その期間を3回以内で通算で6か月以内の期間に分割して指定することができるものと改めるものでございます。

同条の次に次の1条を加える。

第15条の2、介護時間です。

介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項、前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第15条の2は介護時間制度を新設するものでございます。前条の介護休暇は、指定する期間内において、1日または1時間単位で休暇を取得することができますが、介護時間は連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で休暇を取得することができる制度であります。

なお、この1日につき2時間以内は、始まり、始業時間、または終わり、終業時間に連続する2時間以内となっております。これは、介護休暇の1時間単位の取得でも同様でございます。国の規定に準じて規則で定める予定でございます。

第3項の準用規定は、介護時間を取得した職員の給与について、介護休暇を取得した職員と同様にその勤務をしない時間について、その職員の1時間当たりの給与額を減額するという準用でございます。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条は休暇の承認について定めるものでございます。新設された介護時間の取得についても、任命権者の承認を受けなければならないとするものでございます。

附則。

第1項、施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

第2項、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。これは新旧対照表10ページでございます。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

この条例の改正に伴い、この条例の条項を引用している一般職の職員の給与に関する条例に条項ずれが生じたため、一部改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また長い説明ありがとうございます。大変でしょう。

今、説明がありました、先ほどと同じように法律に沿った条例改正だとお聞きしました。先ほどと同じように法の改正の趣旨と沿わない部分、いわゆる町独自の部分があるかということがまず1点、もう一つは、今回は育児と介護に関しての支援ができるような制度だと、ちょっと説明でお聞きしました。これは民間ではなかなか取り組みたくても取り組めない、進んでいないものであります。それを、まずお役所が率先してやるということに私は大賛成であります。

ですから、それに関しては大変言い条例だとは思いますが、まず1点、ちょっとそこで疑問符がわきます。これ、週に31時間を超えない程度というふうに先ほどお聞きしたんで、大体1日当たりが6時間ぐらいになるのかなど。ということは2時間ぐらいが時短の対象になるんであると思うんですが、この不足する仕事量、いわゆる生産現場と違って、職員たちに生産量というのはありませんから、2時間というものがそのまま仕事量として解釈するのは大変難しいんではあります、少なくとも、その2時間分の業務が不足するわけです。マンパワーといえますか。そこは今後どうされていくのか。

その2点をちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、独自の定めがないかという御質問でございます。

これにつきましては、法の趣旨にのっとり、法の準則に基づいてそのまま改正をいたしております。

2点目の、この短期勤務に伴い不足する勤務量についてどうするかということでございますが、育児休業につきましては、先ほどから見ていただいているように、この短期勤務に伴いましてそ

の代替職員を任用することができるというふうにされておりますが、介護については、私が見たところ、それがなかったのでございます。それについては、不足する部分については職員が過多するなりしていかなければならないかなというふうには思っております。それによって、介護をしなければならない職員ができないというような状況にはならないようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時からとします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

.....

日程第6. 議案第40号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第40号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第40号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容について御説明を申し上げます。

議案書25ページをごらん願います。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）、いわゆる第7次地方分権一括法の改正に伴うものでございまして、この法律の第9条の規定により、公営住宅法について改正が行われました。改正に関し、必要な政省令の規定を整備するため、7月21日に公営住宅法施行令の一部を改正す

る政令が、同26日に公営住宅法施行規則の一部を改正する省令が公布され、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）と公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第9条）について、条のずれが生じておりましたので、本条例の引用条項の改正が必要となりました。

資料ナンバー1のページ、11ページをごらん願います。

下線が改正の箇所でございます。上から第13条は、入居の承継についての条文でございます。公営住宅法施行規則第11条が第12条に、第15条は収入申告等で第2項中公営住宅法施行規則第8条が第7条に、第39条、公営住宅建てかえに係る家賃の特例でございます。この中の省令第11条を第12条に改正するものでございます。第40条でございますが、これも第39条同様でございます。省令第11条を第12条に改正するものでございます。引用条例に伴う改正でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明がありました、法の中による項の省令の改正に伴う条文改正だとお聞きしましたが、それ以外に違う部分、町独自の部分などはないでしょうかというのが、まず一点と。

例えば今回は、これ住宅条例という形ですが、今、吉富町は町営団地というものをつくっております。この町営団地ですが、現つくりだてる町営団地については、この法の趣旨と条例に基づいてるものなのか、ちょっとその2点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 第1点目の御質問でございますが、法どおりの、今回、条ずれに生じたもので、独自改正はございません。

吉富町営住宅条例でございますが、町営、別府団地とか幸子団地とか、その団地を形成してるところの呼び名がそうでございますが、町が管理する吉富町営住宅条例ということで、もちろん団地イコールでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論へ入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第41号 平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8. 議案第42号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9. 議案第43号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10. 議案第44号 平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11. 議案第45号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 議案第46号 平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。日程第7、議案第41号から、日程第12、議案第46号までの6議案を一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成28年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規

定により、平成28年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、(1)平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。
(2)平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(3)平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(4)平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(5)平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算及び関係帳簿、証書類。(6)平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(7)定額資金運用基金の運用状況。

2、審査終了日、平成29年8月28日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿に出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、定額資金運用基金の運用状況について、運用の目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証憑書類、貯金証書などとともに合致し、正確であると認めました。平成29年9月1日。吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 守口代表監査委員、ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者(田中 修君) 平成28年度の決算につきまして、お手元の決算の概要により、順次各会計の要点を御説明いたします。

1ページをお願いします。一般会計及び特別会計を総括したものです。

歳入決算額の合計は51億2,365万9,849円、歳出決算額の合計は46億7,522万8,067円です。

2ページから3ページをお願いいたします。一般会計から説明いたします。

1、概要、(1)予算額は、当初予算額29億9,900万円、補正予算額7億5,260万9,000円、平成27年度の繰越事業費繰越額1億217万5,000円、予算現額は38億5,378万4,000円です。

(2)決算額は歳入額35億2,449万5,430円、歳出額32億2,785万5,430円、歳入歳出差引残額は2億9,664万円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づき1億2,000万決算積み立てをしていますので、平成29年度への繰越額は1億7,664万円です。

なお、その中には6月議会で報告したとおり、平成28年度の繰越明許費繰越額として、一般財源の合計額7,462万5,000円が含まれております。

(3)は最近5カ年度の決算額の状況です。

2、歳入、(1)歳入の決算額では、調定額35億8,939万2,473円、収入済額35億2,449万5,430円、不納欠損額93万261円、収入未済額6,396万6,782円です。不納欠損額、収入未済額の内訳につきましては、備考に記載しているとおりであります。

(2)は歳入決算額の科目別内訳で、28年度と27年度を対比したものであります。

3ページの3、歳出、(1)歳出の決算額では、予算現額38億5,378万4,000円、支出済額32億2,785万5,430円、執行率は83.76%です。不用額1億4,049万5,570円、繰越明許費4億8,543万3,000円。詳細につきましては、3ページから4ページにかけて、(2)の歳出決算額の科目別内訳に記載しております。備考の不用額等の内訳につきましては、目で100万円以上の不用額と繰越明許費を記載しております。

4ページをお願いいたします。(3)は歳出決算額の性質別内訳で、28年度と27年度を対比したものです。

5ページをお願いいたします。4、町民の負担状況です。これも28年度と27年度を対比したもので、平成28年度の歳入総額に対する割合は15.02%です。

5、町債の現在高です。前年度末現在高25億4,023万4,000円、28年度は新たに農業施設、庁舎増改築、その他として4,240万起債し、起債額合計1億8,972万3,000円、償還額2億2,845万9,000円、28年度末現在高は25億149万8,000円です。

6ページをお願いいたします。6、町有財産の状況です。詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算書の107ページから110ページに記載しております。

まず、土地につきましては、行政財産で庁舎増築用地取得、幸子団地用緑地寄附採納、太町グラウンド錯誤による修正で、計814平米の増、普通財産で消防防災用倉庫書庫跡地境界確認、測量分筆による修正、マイナス1平米で土地合計813平米の増です。

建物につきましては、行政財産、木造で別府団地集会所解体、コンテナショップ1号店増築、非木造で小学校校舎図面精査による修正、老人福祉センター改修工事による修正、別府団地解体、幸子団地図面精査による修正、子育て支援センター図面精査による修正、駅前コンテナショップ2号・3号店新築、老人福祉センター敷地内倉庫台帳精査による修正で、建物合計326平米の減です。普通財産は、増減はありません。

車両につきましては、1台買いかえで、昨年度と同じく26台です。一般会計に属する基金の年度中の増減では1億378万9,000円減少しております。

内訳につきましては、増加の部で、財政調整基金1億3,000万円、公共下水道事業基金1億2,000万円、まちづくり応援基金9万4,000円の積み立て、それに利息550万7,534円です。

減少の部で、財政調整基金2億772万1,000円、人材育成基金767万320円、公共下水道事業基金1億4,400万円の基金取り崩しです。

備考欄には29年3月31日現在の各基金の金額を記載しております。

権利の1,910万円の増につきましては、吉富町水道事業会計の出資金であります。債権は増減はありません。

次に7は、一部事務組合の財産の状況です。京築広域市町村圏急患センターにつきましては、平成28年4月から事務を廃止しておりますので、削除しております。

7ページ、8ページは、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフであらわしたものです。

次に、9ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算の概要です。

1、概要、(1) 予算額で、当初予算額8億9,641万8,000円、補正予算額1億4,800万3,000円、予算現額10億4,442万1,000円です。(2) の決算額は歳入額11億370万2,499円、歳出額9億7,130万6,432円、歳入歳出差引残額1億3,239万6,067円で、この中から保険給付費支払準備基金条例の規定に基づき、5,000万円欠損積み立てしておりますので、29年度への繰越額は8,239万6,067円です。(3) は最近3カ年度の決算額の状況です。

2、歳入、(1) 歳入の決算額です。調定額は11億3,979万3,924円、収入済額11億370万2,499円、不納欠損額3万1,200円、収入未済額3,606万225円です。(2) は歳入決算額の科目別内訳で、28年度と27年度を対比したものであります。

10ページをお願いいたします。3、歳出、(1) 歳出の決算額では、予算現額10億4,442万1,000円、支出済額9億7,130万6,432円、執行率は93%です。不用額は7,311万4,568円で、内訳は備考に記載しているとおりであります。(2) 歳出決算額の科目別内訳。

4、被保険者の負担状況は、28年度と27年度を対比したものです。

5、基金、保険給付費支払準備基金は増加分で3,000万円の決算積み立てと利息の合計3,007万4,548円となり、4,009万7,448円取り崩していますので、28年度末現在高は5,006万5,234円です。

高額療養資金貸付基金は、平成28年度中は貸し付けをしておらず、28年度末現在高は原資額の350万円です。

11ページをお願いいたします。奨学金特別会計決算の概要です。

1、予算額で当初予算額2,496万4,000円、補正予算額、減額の386万6,000円、予算現額2,109万8,000円です。

2、決算額の歳入額2,130万8,566円、歳出額1,823万7,820円、差引残額

307万746円で、この金額が29年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は科目別の決算額です。

5、基金は、利息1万4,025円を積み立て、370万円取り崩ししていますので、28年度末現在高は4,702万2,996円です。

12ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計決算の概要です。

1、予算額、当初予算額4億3,346万1,000円、補正予算額269万1,000円、繰越事業費繰越額ゼロで、予算現額は4億3,615万2,000円です。

2、決算額の歳入額は3億7,734万7,813円、歳出額は3億6,326万678円、予算残額は1,408万7,135円で29年度に繰り越しますが、そのうち330万円は繰越明許費繰越額です。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は、科目別に記載をしております。

5、町債の現在高です。28年度中の起債額が1億1,490万円、償還額が8,159万7,000円で、28年度末現在高は22億753万9,000円です。

13ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要です。

1、予算額は当初予算額9,744万8,000円、補正予算額、減額の65万9,000円、予算現額9,678万9,000円です。

2、決算額の歳入額9,680万5,541円、歳出額9,456万7,707円、差引残額223万7,834円で29年度へ繰り越します。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は科目別に記載をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 会計管理者による説明が終わりました。

引き続き、水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。担当課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 引き続き、平成28年度吉富町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。1、収益的収入及び支出で、まず、収入は予算現額1億4,001万5,000円です。支出の予算現額は1億3,287万2,000円です。これに対し、決算額は収入1億4,958万4,862円、支出は1億1,871万1,000円で、収入支出差引残額は3,087万3,862円となっています。

次に、2、資本的収入及び支出で、まず、収入は予算現額1億7,208万1,000円です。補正予算にて1億404万円の減額補正を行っておりますが、これは主に配水池の改築工事に伴う国の国庫補助金の減額と関連した企業債、一般会計支出金の減額によるものです。

続きまして、支出は、予算現額2億2,437万4,000円です。こちらも補正予算にて

9,489万8,000円の減額補正を行っておりますが、これも主に配水池築造工事に伴う国庫補助金の減額に伴い関連工事費の減額によるものでございます。これに対しまして、決算額は、収入1億6,882万2,640円、支出2億438万5,491円で、収入支出差引残額はマイナス3,556万2,851円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,556万2,851円は、過年度損益勘定留保資金2,541万6,224円、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,014万6,627円で補填をいたしました。

次に、3、契約の要旨については、以下に記載しておりますとおり12件の契約を行っております。

続きまして、4、業務についてです。対前年度と比較をしております。以下の数値のとおりでございます。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。これは主に幸子浄水場建築に伴う前年度末残高1億8,653万1,690円に、本年度の借入高1億520万円を加え、本年度償還高2,278万3,391円を差し引き、本年度末残高は2億6,894万8,299円となっております。一時借入金についてはございませんでした。

次に、6、平成28年度の水道事業会計固定資産の明細についてです。固定資産の年度当初現在高14億5,597万4,626円で、当年度増加額1億6,815万7,500円、減少額は2,274万4,182円で、年度末現在高は16億138万7,944円です。当年度減価償却増加分は2,021万6,607円、減少額は2,160万6,972円で、減価償却累計額総計8億1,882万8,538円で、年度末償還未済額7億8,255万9,406円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日の質疑を省略し、決算特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日の質疑を省略し、決算特別委員会に付託することに決しました。

次に、議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。いいですか。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いつもお聞きするんですけれども、短期保険証、それから資格証明書を発行してらっしゃる世帯数。それから無保険の方っていうのがありましたら、どのくらいなのかお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

資格証明につきましては0件でございます、短期保険証の発行世帯は55世帯、92名でございます。無保険につきましては、把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 2ページ。（「1ページ」と呼ぶ者あり）1ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 毎年同じなんです、不納欠損と収入未済額の主な理由と、主な部分で結構なんで、内容の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 不納欠損につきまして説明いたします。

不納欠損は2名の方でトータル3万1,200円となっております。理由につきましては、滞納処分の執行停止3年たったための不納欠損ということになっております。

続きまして収入未済額につきましては、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた結果による金額となっております、去年よりも若干ですけど減っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、いいのかな。（「あと委員会で伺います。いいです」と呼ぶ者あり）岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 差し押さえというのがありますか。あれば、その件数とその理由をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 差し押さえにつきましては、税務課において4件やっていますけど、国保の滞納に対する、今回差し押さえについてはありませんでした。

○議長（若山 征洋君） 2ページないですか。3ページ、4ページ。（「3ページ」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3ページで、使用料及び手数料で督促手数料。この督促手数料が

9万8,600円出てるんですが、この主だった理由とかそういうのは把握されてるんかね。ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 督促につきましては、納期後二十日以内に出すということになっておりまして、納期内に払わずして、納期後二十日以内に未納のある方について督促をするということになりまして、それに基づく結果であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） というのが、現金納付の方とかは確かにおくれたりとかあると思うんやけど、口座の方というのはそこまで余り。口座がたまたま足りんで引き落としができませんやったりとかいうのもあると思うんやけど、その流れがある程度把握できちよんかなというのはちょっと気になる。というのが、同じ方が毎回ならば、やっぱ何か理由があると思うんですよ。そうせんと督促手数料という形でかかるんで、郵送といっても、一回送るのに、自分も時々来るけ、あんまり言いたくないんやけど。これ悪いと思うんやけどね。うっかり忘れなのか、何か理由があるのか。本当に払えんでおくれたる人なのかと、何らかの理由があるというのを知っていかんと、手数料って小さいようやけど、こういうとこをちょっと削っていかんと悪いんかなと、いつも思うんよ、俺は。ちょっとそれで把握されてるんかな、わかるんなら教えてちゅう話で。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） お答えします。

未納になる理由につきまして、統計的なものはちょっと把握できておりません。今、議員のほうから言われましたように、うっかり忘れてるケース、はたまた、長期滞納につながるようなケース、こういうものもあります。そこら辺については把握できておりませんが、先ほど申しましたように、これは法律に基づきまして、肅々と二十日以内に発送しなければいけませんので、こういう決算額になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10ページで諸収入で一般被保険者と退職被保険者、退職被保険者、今回はないんかね。一般滞納金の分、これ件数についてちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 濟いませぬ、この件数につきましては電算の中で処理してるもので、今把握はできておりませぬ。金額のみの決算ということになっております。

以上です。（「委員会のときに答えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 委員会のときに答えて。（「わかりました」と呼ぶ者あり） 11 ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出 12 ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費の中の一般管理費で委託料、13節委託料の第三者行為求償委託料か、これ毎回あるんですが、今回、どういう内容があったのか、ちょっとわかるんなら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

先ほど歳入の分でございまして、そこで19万9,392円の収納がございます。これの100分の5.34、1万642円、そして1件当たり2,000円ということで1万2,647円。国保連合会に第三者行為に関する処理を委託しております。その手数料となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいのかな。山本君。

○議員（2番 山本 定生君） また細かいの、委員会で言おうかね。毎年聞いている何か主だったものがあつたんなら、その内容について教えて。件数もちろん教えてほしかったんやけどね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

1件でございまして、内容的には交通事故以外の第三者行為に係るということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいかな。13ページ、14ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2目のところの19節の負担金補助及び交付金のところですが、一般被保険者療養給付費と下は退職者の分なんです、一般の場合は90%台で推移してるんですが、その退職者の分は大体70%台で前年度もだったし、何かそんな感じで推移してるような気がします。それで何かこれ理由があるんですかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

確かに執行率等、金額等も減っております。理由につきましては、件数、そして退職被保険者の新規の対象者がなかったということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ特別、今年度というか28年度がそうじゃなくて、28年度もそんな数が出てたんですけど、何か見込みというのが、いつもそういうふうな感じで立てられるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

退職者の医療費につきましては、かなりの上限がございます。理由につきましては、会社勤め、現役中に余り病院にかからなくて、退職したと同時に重い病気になられる方も結構おられますので、その療養費はその分きちっと取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 22ページ、委託料のところなんですけれども、特定健診のところです。この不用額の説明、お願いします。横に書いてあるんですけれども、私が予算書と比べてみると、若年特定健診委託料が、これが少なくて、あとその下の特定健診二次健診委託料……。この説明をお願いいたします。特定健診がふえてるのかという、ふえたり減ったりとかあると思うんですけれども、その推移と、あとこの不用額の説明をもう少しお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 特定健診につきましては、集団健診、医療機関における個別健診を推進しております。人数的に見ますと、前年度が542人、28年度が523人と、若干でありますが減っております。その不用額だと思います。

特定健診二次健診委託料につきましては、特定健診のメニューにない町独自の健診のデータをお願いしております。血糖負荷インシュリン、あと頸部動脈の検査、あと尿中アルブミンですかね、こういう特定健診のメニューにない町独自の検査をやっておる次第でございます。何分、予算は多目にとっておかないと、足りませんではちょっと、呼びかけした上、そういう不都合が生じないように予算は十分とらせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 23ページ、24ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 28年度の決算が終わったわけですが、あともう29年残りわずかになってきてます。この時点で、もうそろそろ県への移管のほうの話もある程度済んでるのかなと思うんで、ちょっとその辺について、わかる範囲で教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

吉富町長は、県国保共同運営準備協議会の委員をなさっております。その関係上、担当課長、担当者もそういういろんな役職をいただいて、県下12市町村の行政職員がいろんな協議をしております。協議内容につきましては、県が発表した後ということになっております。今、大まかにここで発表できるのは、平成30年以降、県と市町村とが国保の運営、県は財政運営を責任を持って運営するというので、そういう内容の約束はできております。

国民皆保険の基盤をなす国保制度、これは34年の4月1日から国保制度が始まっております。50年に一度という大改革でございまして、県も慎重に協議をしておるところでございます。今月中に福岡県の国民健康保険運営協議会が開かれます。その後にそれなりの公開していい資料とかが発表できますが、私が今ここで言えるのは、平成30年度から間違いなく県と共同運営するという、それのみでございます。失礼いたしました。

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書25ページ。財産に関する調書26ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、課長から30年度から間違いなく県に移管するという力強い説明を受けたわけですが、そうすると、ここの基金ですね、2つありますが、この基金というのはどうされるんですか。どういう扱いでどういうふうにされるんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） たまたまうちはこういうような大きな基金を持っております。赤字のともありまして、赤字のどこをどうするかちゅうのは、今県でもいろんな議論をしまして、この基金の運用につきましては何も議論をされておられません。しかしながら、この基金は吉富町の国保の、吉富町民のお金でございますので、そこは県は余計なお世話はしないと私は思っております。

これにつきましては平成30年の税率、今、国、県が示してる分ですね。今、細かい率でその町に合わせたいろんな補助金等が来ておりますが、これが今度県下一本になります。率が一本になるちゅうことは、その一本になるがゆえに税が、うちが納付金払うんですが、それが上がるとか下がるとかあります。それがないようにということで、今、県がいろんな試算をしております、これは今年度中出ると思います。

また、この基金に対しては、吉富町の国民健康保険の特別会計はこの後も持続されますので、またどうするかちゅうのは、また考えたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページ、4ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また委員会でも細かくは聞きますが、とりあえず大ざっぱに最初聞いてきますね。今、人数、吉富町の後期高齢者の人数のほうをちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 手元にある資料は28年度末の人数でございます。1,001名でございます。なお、参考に、去年は990名ということでふえております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1,001名とのことなんですけれども、その特別徴収と普通徴収はどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

特別徴収ですけど、年金のほうからいただいております。普通徴収に関しまして年金から引かない方とか、前年度の保険料が著しく上がったり下がったりすれば、普通徴収になります。おかげさまをもちまして、県下でも上位の徴収率ということで100%になっております。

以上です。（「人数、何人と何人」と呼ぶ者あり）この把握は今のとこできておりませんが、失礼します。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書8ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。いいですか。1ページ、2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 返納金のところなんですけども、これ何人でしょうか。そしてまた、どういう理由でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

返納金のまず第1節なんですけど、貸付金元金収入ということで21万6,000円の収入が上がっております。これにつきましては人数は1名分です。この方は28年度に奨学金の貸し付けを開始をして1年間、高校生で1万8,000円の12カ月を貸し付けたんですが、年度末3月に奨学生であることを辞退をされましたので、その方が年度末までに21万6,000円を貸し付けた全額を返納したということになっております。

2節の滞納繰越分に関しましては27万円、昨年度も27万円同額で上がっていたかと思いますが、これにつきましても人数が1名ということで、昨年度同様、引き続き誓約書を出して貸し付けた216万円を96月で返している方が、1年間分払ったということで1名分ということに27万円になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 2ページ、3ページ。歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出4ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出、これもまた毎年聞いてるんですけど、奨学金貸し付けの件数、高校生、高専の方、専門学校の方、短大、大学生、ちょっとその分野別で件数を教えてください。件数、人数か。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

貸付金に関しましては、28年度が大学、短大、専門学校というくくりの中で33名、高校生が3名ということで、合計36名の方に貸し付けをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありますか。歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書5ページ。財産に関する調書6ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 奨学金基金についてですが、毎年三百数十万円ずつ目減りをしていってるわけですが、そうは言いながらも吉富町の奨学金というのは、今でも5,000万円ほどの原資がある、大変裕福といたしますか、先ほどの健康福祉課長も国保のことを大変いいと言ったように、うちはすごくいい形でいってるのかなど。本当はもう少し借りる方が多いのほうがいいんじゃないかなど、私は個人的には思うんですが。

この例えば5,000万円を使って町独自の、今政府のほうでもいろいろと検討はされてますが、まだ具体的には所得が少ないとか、いろいろな何か理由があって全体には普及してませんが、町独自の奨学金、いわゆる給付型奨学金こういうものを、以前も聞いたんですが、検討する予定はないか、検討していないか、その辺について。まず、教育長にどういう考えか、一言お願いしたいと思いますが。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 現在は給付型を検討する考えは、今のところは持っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 教育長の今のお答えなんですけど、その理由は財政上の問題でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 財政上の問題も給付したときに目減りする一方になりますね、それは。そしてまた、どんな条件で給付するかというこの条件設定が非常に難しかろうと思っております。そういった意味も含めまして、今、基金がただ崩されるだけじゃなくて、順調に償還が進んでいることを考えましたときに、今のところ給付については考えていないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

ページを追って質疑を行います。

決算書1ページ、お開きください。いいですか。まず、1ページ、2ページ、3ページ、4ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 7節賃金とそれから9節旅費の不用額の説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

濟いません、ちょっと賃金につきましては、今、手持ちの資料がございませんので、もしよろしかったら委員会のときに詳しく説明をさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 委員会、これなしや。（「後で聞きます。後で教えてください」と呼ぶ者あり）岸本議員、後でいいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○上下水道課長（和才 薫君） 濟いません、失礼いたしました。（「もう一点、旅費があります」と呼ぶ者あり）濟いません、続きまして旅費についてですが、旅費につきましては、当初、県等といろいろな補助金の申請等々で旅費を想定しておりましたが、必要よりも少なかったということで単純に11万8,000円が残ったということでございます。

○議長（若山 征洋君） 6ページ、ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 事業費の中の報奨費で受益者負担金一括納付報奨金が出てます。これ件数、わかるなら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 人数につきましては、69名の方（69件）に報奨金を支出いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 6ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 7ページ、8ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 7ページの19節の負担金補助及び交付金なんですけど、結構な不用額が出てるんですけども、主な理由で結構ですので、報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えをいたします。

主には2項目で不用額が出ております。まず、1つが備考の下から4番目でございます。水洗

便所改造助成金、こちらが支出が55万円上がっておりますが、こちらで45万円ほど不用額が出ております。これは水洗便所に改造をしていただいたときに、1年以内であれば4万円、2年以内であれば2万円というような制度でございますが、こちら年度末までぜひつないでいただきたいということで予算をそのまま残しておりましたが、結果的にそれぐらいが残ったということでございます。

それともう一点は、一番下でございますが、浄化槽切替接続費補助金でございます。こちらが13万5,900円の執行となっております。これは1名の方です。こちらで180万円ほど残が出ております。こちらも同じように合併浄化槽を設置している方が公共下水道につながかえていただいたときに、そのつなぎかえの費用33万2,000円を上限に助成するという制度ですが、こちらも上限で6件分ほど年度末まで保有しておりましたが、結果的には1名の使用ということで、この2つが不用額の大きな理由でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 合併浄化槽を下水道につながないちゅうことなんですね。そのつなぐんでいいということをよく聞くんですが、このつなぎ込んでくれたら、この報奨金があるよちゅうことは繰り返し言ってるんでしょうか。それをちょっと確認します。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 下水道工事を入れる前には、必ずその地区で地元説明会を開催いたします。その中でこれはメリットとして、うちのほうが最大限こういった制度がありますのでということで十分なPRは行っておりますし、説明会の中で皆さんがやっぱり興味を持っているような質問をいただいているところですので、PRはできているというふうには考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） してるんだろうと思いますが、それでもしないという理由は何か考えられますか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） あくまでもこれは想定ですが、一番の理由は、既に水洗化を御自宅はしていますので、例えばにおいがトイレからしたりというような、本人に対して実害がないといえますか、そういったところがあつて、お金をある程度出して切りかえるのに二の足を踏んでるという方が多いのかなというふうには考えております。

以上です。（「いいですか、最後」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私の考えなんです、今、合併浄化槽だったら……

○議長（若山 征洋君） 個人の意見じゃないでしょ。

○議員（7番 是石 利彦君） 違いますよ。

○議長（若山 征洋君） 私の考え言うたから。

○議員（7番 是石 利彦君） 質問を、この中にはこの考えはどうかちゅう。

○議長（若山 征洋君） どうぞ。

○議員（7番 是石 利彦君） 要するに合併浄化槽には必要な経費がかかりますよね、年間。そのことと、これへつなぎ込むちゅうことと、一応下水道の公共枿が来たということで二重の経費がかかっていると思うんですよね、その方々には。そういうことがちゃんとわかるとるんだろうかなと思うんですが、ちょっとそこだけお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 先ほど来の説明会を開催しているというお話もいたしましたが、その中でいろいろなメリットを説明する中で、合併浄化槽の方の場合は、必ずその維持管理を業者に委託をしていると思います。年間に微生物を入れたり点検をしたり、最終的な汚泥的なものをくみ取ったりということで、かなりの維持管理費がかかっています。それと、その施設自体に例えばプロアポンプを改修したりというようなその施設の維持管理もかかっています。公共下水道に切りかえた場合に、一般的な御家庭であるならば、合併浄化槽でかかっている年間とそういった大きな改修までを含めた維持管理費と公共下水道につないだときの費用を比較しますと、一般的な御家庭であれば、下水道につないだほうがランニングコストとすれば安いというデータをお示しをしてお勧めをしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 歳入歳出全般について質問いたします。

議員席番号4番の梅津義信でございます。担当課について、この本会議場でぜひ伺っておきたいことがあります。平場では何度も伺ったんですけど、あえて本会議場で伺っていきたい。そのことは、公共下水道指定地域の見直しについて、3本柱ですか、あると伺ってるんですけど、あえてこの場で伺いたいと思います。よろしく。わかりますかね、今、言ってる意味。何遍も会話をしてきたんですけど。もう一回言いますよ。わかります。3本柱というのは、例えば責任者の意向とか、住民の強い要望とか、そういった類い、平場では聞いたんですけど、もう一度、この場でお願いたしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 今、御質問の内容ですが、今現在、公共下水道につきましては、一般的におおむね5年をめどに下水道の区域、下水道を整備する区域というのを見直しをしております。今年度、まさにその下水道区域の見直しを行っております。その中でどういった地区を新たに下水道区域に編入していくかということは今詰めているところでございますが、今、梅津議員おっしゃいましたとおり、今現在うちのほうが、どういったところを新たに下水道区域に入れるか、どういった順番で整備をするかということにつきましては、先ほど3つのというのありましたが、1つにつきましては、今、国のほうから起債をいただいたり、補助いただいたりということで進めております。国のほうとしましては、公共下水道事業の健全化に向けて面整備を行う場合につきましては、費用対効果の出るところ、具体的に言いますと、住宅が張りついているところ、かつ、そこで皆さんが下水道につないでくれるという意向の高いところをできるならば優先的に整備をなさいたいというのが1点です。

それともう一つにつきましては、吉富町が都市計画を引いております。その中で用途地域としまして、もう住宅地として町が整備を進める意向を示している地区については、早目に当然、町の施策として下水道を引くべきだろうと。もう一つにつきましては、それは現在の町政を担っている、ある程度町の意向、町がどういった整備の方向性を持つのか。その3つを兼ね合わせて、今どういった地区を広げて、どういったところを優先的に整備をしようということは今検討しているということで、まだ結論につきましては今年度それを精査しておりますので、年度末までにはある程度の整備方針というのが出てくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ありがとうございます。私の地元で先般、地元説明会があった折にも、こんなに人がおっただろうかというぐらい、大変失礼な発言になるかと思えますけども、執行部の行っている行政懇談会にも一回も顔を見たことないような人が公民館に集まり、また、私どもの議会報告会が開催するときにも、これだけの人が来ればうれしいなというぐらいの多くの人が集まったことを見たときに、非常に関心が、指定外のいわゆる指定外と言われて、もう公共下水じゃなくて自分で浄化槽をした方々も地元公民館にお越しになってる姿を見て、この件に対する町民の関心の高さをひしひしと感じたという、私以外の意見を承っております。なお、一層の検討をお願いしたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 次行こう。次に、実質収支に関する調書9ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算報告書1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、5ページ、重要な会計方針にかかわる事項に関する注記。次に、損益計算書6ページ。剰余金計算書7ページ、8ページ。同じく7ページ、剰余金処分計算書。次に、貸借対照表9ページ、10ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第42号から46号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ、議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、以上のとおりそれぞれの委員会に付託いたします。

日程第13. 報告第7号 平成28年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、報告第7号平成28年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 平成28年度吉富町健全化判断比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成28年度が黒字決算となっておりますので、該当なしという状況でございます。

また、実質公債費比率は6.9%となっております。前年度より0.3%の増ですが、早期健全化基準の25%を大幅に下回る良好な状況であります。

将来負担比率につきましては、平成28年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されておられません。早期健全化基準の350%と比較いたしますと、これを大幅に下回っておりまして、良好ということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口代表監査委員、お願いいたします。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成28年度吉富町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成29年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成29年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第14. 報告第8号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、報告第8号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 36ページをお願いいたします。報告第8号平成28年度吉富

町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計における資金不足比率につきましては、本年度は資金不足が発生をせず算定されませんでしたので、監査委員の意見を付しその旨報告をいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口代表監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計経営健全化判断審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成29年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類など慎重に審査した結果、適正に作成され法令などに照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成29年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第15. 報告第9号 平成28年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、報告第9号平成28年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 38ページをお願いいたします。報告第9号平成28年度吉富町水道事業会計資金不足比率について御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度吉富町水道事業会計資金不足比率については、平成28年度には資金不足が発生をせず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけその旨報告をいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口代表監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成28年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した

結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成29年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令などに照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、意見書のとおりであり、それぞれの基準の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成29年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

守口代表監査委員は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

暫時休憩に入ります。再開は、14時40分からです。

午後2時26分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

上下水道課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 先ほど公共下水道特会の決算につきまして、賃金の内容につきましての御質問でございますが、内容を調べてまいりましたので御説明をさせていただきたいと思っております。

6ページの10項7節の賃金でございます。2万8,000円の執行残ですが、こちらにつきましては、埋蔵文化財の発掘調査の調査員の賃金を計上しておりましたが、工事に係る文化財の発掘調査がありませんでしたので、丸々全額が残ったということでございました。大変失礼をいたしました。

.....

日程第16. 議案第47号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ、6ページ。第2表、債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表、債務負担行為補正について、この各事業の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 口座振替依頼業務委託事業について説明します。

税・料の口座振替業務において、現在、引き落としデータはフロッピーディスクまたはDVDに格納し、担当職員が各金融機関に持ち込んでいますが、フロッピーディスクの生産中止に対する対応、データ紛失のリスク回避、事業効率の改善を目的とし、平成30年4月から口座振替依頼業務に代行業者を介したファイル転送の仕組みに切りかえたいと考えていた。

この仕組みでは、本町は引き落とし日ごとに作成した引き落としデータファイルを当該代行業者にファイル転送するだけでよく、金融機関ごとのファイルの仕分け、ファイル転送、各金融機関からの引き落とし結果ファイルの受け取りは全て代行業者が行うこととなります。

債務負担行為補正に追加する限度額70万円は、平成30年4月から平成31年3月までの12回分の代行業務委託料であります。

なお、当該仕組みの導入には準備期間として4カ月を要しますので、契約締結は本年11月を予定しております。

これらのことから、債務負担行為として予算に求めています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 一般廃棄物収集運搬業務委託事業に伴います債務負担行為の設定につきまして説明をさせていただきます。

一般廃棄物とは、吉富町の一般家庭から出ますごみのことでございます。そのごみが出されましたごみステーションのごみの収集運搬となります一般廃棄物収集運搬業務委託事業の現在の委託契約期間が、平成30年3月31日までとなっております。そのため、今年度中に平成30年4月1日から平成33年3月31日までの新規の契約を締結する必要がありますので、債務負担行為の設定をさせていただきたくわけでございます。

債務負担行為の期間は、平成29年度から平成32年度までとしております。平成29年度は、入札、契約を行い、予算の支出はありません。実際の収集業務につきましては、平成30年度から平成32年度の3年間となります。収集運搬業務の習得は時間を要することとなり、熟知、効率性から複数年の契約としております。債務負担の限度額は、6,670万円。

なお、議決をいただいた後には、12月中旬までに入札を行い、契約後は業者に4月からの収集体制の準備に取りかかってもらいます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、債務負担の説明を受けました。口座振替、どっちみち、後、

歳出のほうであるけもう一回行きます。

一般廃棄物のほうですけど、これ、何年前から3年契約に変えてずっとやっているわけです。今回2回目かな、この債務負担で3年契約になってからが、3回目か、と思うんですが。

今回で、ずっとやってきて、特に業者のほうからの苦情ももちろんあるでしょうし、一般の人たちの苦情というかそんなもあると思うんですが。全体的にどうでしょう、これを3年契約にしてから流れとしてどうでしょう、前の1年契約とかに比べて。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 3年契約で今現在行っている業者が、同じく平山産業という会社がずっと行っております。熟知しているせいもありますし、効率的に遅滞なく収集業務が行われているということで、その点につきましては万全な業務が行われていると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 7ページ、第3表、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これら、地方債について順次説明を求めます。また、これらについて交付税措置があるのか。充当率もいいんですが、それよか交付税措置と参入率、ちょっとその辺についても説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。地方債の変更でございます。

まず、最初に臨時財政対策債につきまして、限度額を147万9,000円増額いたしまして、補正後の限度額を1億147万9,000円とさせていただきます。地方の財源不足を補うものとして、平成13年度から毎年発行している起債でございます。充当率につきましては、元利償還金の100%が後年度の基準財政需要額に算入されるということになっているものでございます。

次に、地方道路等整備事業債についてですが、限度額を2,110万円増額いたしまして、補正後の限度額を3,010万円とさせていただきます。今回補正計上しております町道新設改良工事の一部について起債を予定するものでございます。具体的には、皇后石萱屋線道路拡幅工事分、これが2,354万4,000円の事業費のうち事業費の90%を起債の予定でございます。これにつきましては、事業費の90%に充当は可能なんですが、交付税措置はございません。

次に、緊急防災減災事業債についてですが、限度額を370万円増額しまして、補正後の限度額を3,760万円とさせていただきます。災害対策本部情報表示装置設置事業費の財源として起債をするものでございます。これにつきましては、事業費の町の負担分の100%を起債することができまして、今回事業費として376万2,000円が上がっているわけですが、その端数をとりましたほぼ全額となる370万円を起債するというものでございます。対象の事業費の

ほぼ100%に充当可能で、さらに元利償還金の70%が交付税措置されるという手厚い財源措置がございました。

次に、水道事業一般会計出資債についてですが、限度額を50万円増額しまして、補正後の限度額を7,010万円とさせていただくものでございます。水道事業会計が実施しております第2、第3配水池の更新事業への出資金に係る起債でございまして、出資金の全額を起債するものでございます。今回、出資金を増額補正することにあわせまして起債の限度額についても同様に補正するという計上いたしましたものでございます。出資金の100%に充当が可能で、元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されるというものでございます。

最後に、一般単独事業債についてですが、限度額を80万円増額いたしまして、補正後の限度額を1,610万円とさせていただきます。役場庁舎増改築事業に伴う附帯工事として今回補正予算に計上させていただいております事業費の一部について起債をするものでございます。庁舎のこの建設には、原則として交付税措置がある有利な起債を活用することができませんので、事業費の75%に充当は可能だということのこの起債を活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 濟いません、交付税措置のことを言っていませんでした。

これにつきましては、交付税措置はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに、7ページ。次に、8ページ、事項別明細書、総括、歳入。

9ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入、10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13款国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費ですが、この内容についてちょっと詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

これは、子育て相談総合窓口の相談員の報酬の増額に伴う補助金でございます。現在、後ほど歳出で出てきますが、月6日の相談日をあいあいセンター内で設けておりますが、該当者増、それと内容が濃くなりまして、相談の時間をかなり費やすような状況でございまして、月6回を10回にするための費用でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の3目土木費補助金、社会資本整備総合交付金町営住宅分ですが、これほどこの分が対象になって、これの補助率と対象となる事業全体の大体何%なのか、

ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金でございます。町営住宅分でございますが、これは、ただいま建てかえを行っております別府団地でございます。当初、北側の分を残すような解体の計画になっておりましたが、それに伴う解体の45%の補助金、交付金がありましたので、今回の別府団地の解体の設計もその北側の4棟8戸、これも合わせて解体するというような設計の内容にしております。およそ、設計費が150万円ほどになります。この45%相当分ということで67万8,000円計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、今どこの分かわからなかったけど、団地今つくりよって、駐車場の予定のところにも2棟あって、最初に何か2棟ぐらいいは残すちゅう、一番端っこ、北側か、こっち側か、ちゅう話やったよね。あれはそのまましちよくちゅう言いよったんやけど、それを崩すための費用という説明でよかったのかな。でも、4棟8戸になったけ、どうなるのかな。ちょっと、図面とか何もないけ、それはわかりづらいんよね、言葉だけで。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 一番北側でございます。北側に道路がございまして、その後ろは畑になっております。二個一ですから、4棟ありまして、件数で8件ということです。

先ほど議員さんがおっしゃった、当初もうこういうのは補助金につかないというふうに存じ上げておりましたが、やはりそういう老朽化に伴う建物に対して、県のいろんなヒアリングを受けの中で、それも該当しますよということで今回補正で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、一応、別府団地という全体の中での今回の分もプラスされたちゅうことで理解していいかなと思うんやけど。ただ、あっこまで含めて今度の別府団地全体の解体も含めた増改築になるんか、ちゅうことでいいんよね。

そうなると、今のもともとに俺らが一回見せてもらった図面、駐車場まで含めて、今言うこの1棟分だけ残った道路から向こう側、南側の分と今回の分が入っているということになるんやけど。今回、多分、交付金もらうんなら、それなりの図面とか何とかを出さな悪いと思うんだけど、プラスされたら何平米ぐらいプラスされたわけ、今回。

要は、前の平米がわからんき、前が平米で、今回ここが乗っけてもらえるようになったんなら

何平米ふえたか、ちょっとその辺教えて。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今、ここで平米数わかりませんが、一応、今の1期工事です。

そして、2期工事は従来どおり北側の道路の内側が本来の別府団地の建てかえの計画内でございました。今回のこれはそれに付随するちゅうことで、あの図面とはまた別の感じになります。それに付随する土地ということで、それに伴う老朽家屋の取り壊しの設計にそういう補助金が乗るということでございまして、別府団地の根本的な建てかえの図面は従来示したとおりのあの図面内でございまして、たまたま北側の今町道があります、それからのその横の今回壊すところはそのまま、県の担当者は、住宅に付随する緑地とかそういうので取り扱ってくださいというそういう指導をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう質問3回行っちゃうきに。済いません、これ、本当は今ちょっとくれと言いたいことやけど、急に言ってもあれ何で、最低でも委員会的时候には、前回の資料みたいなやつを1枚出して、せんと口頭で言われても多分みんなちんぷんかんぷんと思うんよ。多分、本当はこれが歳出のほうで出てくるんやろうけど、もう今回ついてないけね。今出せちゅうわけいかんやろうけ。ちょっと、またその辺で簡単でわかりやすいようにつけさせてもらえるように、ちょっと議長から言ってください。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 執行部お願いします。

ほかに。11ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3項、雑入のところですか。4節雑入で、滞納処分費というのがあるんですけども、これの説明をお願いします。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 19款、11ページの一番最後、雑入の目のところの滞納処分費について説明します。

差し押さえ物件の公売代金、これうち歳出のほうで計上していますが、滞納処分関連手数料への配当金2万1,000円を計上しております。

滞納処分関連手数料、これにつきましてここでちょっと若干説明しますと、軽自動車の公売会場までのレッカー車による搬送費を歳出のほうに上げていまして、そこに充当する、配当する差し押さえ物件の公売代金をここに計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 要するに、差し押さえしたときに売った物で、そのお金をレッカー車で移動するときに使っているということですね。

これ、差し押さえ物件ってどういうものなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 軽自動車であります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、今ちよつと聞きよつてよくわからん。

滞納処分費、差し押さえた物件を売ったお金ではなくて、どうなるんかな。売ったお金ちゆうのは税のほうに入るよね。税で差し押さえた分が入るよね。これは、やき、どうなるんかな、ちよつと教えて。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） もう一度説明します。

公売します、その換価代金というものは本来税に充てられます。しかし、国税徴収法の中で、その換価、今回は公売会ですけど、公売会の売るために必要な経費、これは認められた項目というのが決められているんですけど、今回のような公売会場までその軽自動車、物件を持っていく、それに係る経費については税よりも優先して、そういう経費として公売した、換価したお金を充ててもいいということになっていますので、その分であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。12ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。

歳出、13ページから14ページ。13ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費で財産管理費で工事請負費、ここに3項目ほど上がっていますが。これ、さきの議会のときにも費用が上がり、そのときにもまだお金が必要なのかというふうなことを言ったと思うんですけど今回もまた計上されております。さきの設計の関係に伴うものだと思うんですが、このような形で今後もまだ続くんでしょうか。ちよつと、先にこの内容の説明と、まだまだこのような形で今後もお金がまた必要になってくるのか、ちよつとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、この内容の説明をいたします。

役場庁舎増改築に伴う設備移設工事費でございます。移設する設備は2つです。現在、総務課内にある大型テレビ4台で構成する災害対策用情報表示装置を増築される庁舎2階の総務課執務室に移設するものです。その移設工事費が96万2,280円。もう一つが、同じく総務課内にある福岡県防災行政情報ネットワークの電話機1台を増築される庁舎2階の総務課執務室に移設するものでございます。その移設工事費が9万6,120円の計105万8,400円でございます。

その下の災害対策本部情報表示装置設置工事376万2,000円です。これについては、先ほど起債のときに企画財政課長が御説明申し上げましたが、災害対策本部、増築する庁舎3階部分に、有事の際、災害対策本部の設置する場所となります。災害対策情報の収集拠点となりますので、現在総務課内に設置している大型テレビ4台で構成する装置と同じものを新設するものでございます。

その下、役場庁舎増改築に伴う設備増設工事費13万9,000円。これにつきましては、警備保障の設備を増設する庁舎の1階から3階まで必要な箇所に設置するものでございます。

今後、まだ経費がかかるのかという御質問でございます。

今後も経費が見込まれております。例えば、電算システムの移設をまだしておりません。電算システムの移設に対する経費がかかります。あと、備品購入、いろんな机とかそういった物も必要になってきますので、そういった経費も考えております。あと、書庫とかを移設することも考えておりますので、そういった移設についても経費が発生するというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、総務課にある大型モニターを移設するんだということで移設費ということでした。当然、ケーブルの設計なんかも入っていると思うんです、今までの増設部分には。今回は移設分だけを、そこにはケーブルとか何か増設の中のそういう付随したものは入っていない。今からそれも入れるちゅうことでしょうか。設計の中に入っていないんでしょうか、以前の増設部分の中に、それをちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 既存の設備の増設については、設計の中に入れておりませんでした。今回、既存の設備の移設をする経費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 当然、それは新築するとき新しくするわけじゃなくて、そういうことも考えていたんですか。それとも、今のやつを移設するつもりだったと。そうならば、増

設部分にそういうケーブルの附帯する設備も設計の中に入っていたと思うんですが、それが入っていないかって、新しい増設部分に設計を変更することが必要になってくるんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 当然、最初から移設するということはわかっておりましたので、今の増築の設計の中には、その配管を通す管、そういったものは入れてもらっています。ただ、現物を移設するというのは、実際に設置した業者でないと不都合が出ますので、そちらのほうに移設工事費をお願いしたというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、余り詳しくないんですけども、こういう、例えば、私たち、役場の庁舎を増改築すると、それに幾らお金がかかるということを思い浮かべながら、このくらいかかるんだと思うんです。それが妥当かどうかということを考えながら審議に加えていくんですけれども。こういうのは、もう増改築に伴う工事なので、増改築とは違うというふうにお考えなんですか。だから、増改築をすることによって発生するお金というのは、やはり最初の段階でこのくらいかかるんだというのがわかっておかないとイメージとしても湧かないし、そういったのは最初の段階では出せないんですか。こういう時期でないと出ないものなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） こういった経費がかかるというのは、一番最初に増改築工事費の予算をいただくときに今後こういったことが発生しますということは御説明をしておりました。ただ、幾らかというのは確かに言っておいませんでした。増改築をする中で見積もりをとって、実際にこういう図面ができて、こういうふうな移設になりますという形を、既存の設備を設置した業者に設計書を見ていただいた上で見積もりをとったということになっておりますので、一番最初の予算をいただくときには詳しい金額は出ておりませんでしたので、こういった経費が発生することになりますという説明にとどめさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 企画費、報償費、企業立地奨励金があります。これの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

企業立地奨励金ですが、補正前の予算額を539万1,000円組んでおったわけですが、今回2,026万6,000円を増額いたしまして、予算額を2,565万7,000円といたすもの

でございます。吉富町も企業立地促進条例に基づきまして奨励金を交付しております。当初予算の段階では、予算編成時には次年度、要は29年度の固定資産税額が確定していないため、平成28年度の交付額を見込みで計上させていただいておりました。平成29年度の固定資産税額が確定したことに基づいての奨励金を算定したことによりますこの補正ということでございます。

対象となりますこの29年度は、株式会社エーピーアイコーポレーションに対しましては継続案件が2件、新規案件が1件の合計3件、それと、田辺三菱製薬工場株式会社に対しまして新規1件の合計4件の奨励金の交付の見込みが予定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 奨励金を2,000万円の積み上げるとこういう計算になったと、中に入られて検査はできたということなんでしょうね。こうなりますと、御町内には収入増が当然あるんだろうと思うんですが、その効果というんでしょうか、それはわかりますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 町内の効果といいますと。（「増税につながるんだろうと思うんです」と呼ぶ者あり）こういった企業が増資をしていただくことによって、出荷額等も当然、量産することによって上がっていくと思いますので、町の税収にも反映されていくということで大変好ましいことだと思います。それを奨励するという意味でのこういった奨励金を交付しているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今お聞きしていました。補正前の額が1,400万円で補正額が2,000万円ということなんで、多分、この1,400万円というのはエーピーアイさんなども事前にわかっているものの大体予定で組んでいたと思うんです。後から2,000万円というのが、多分、田辺さん、新規の工場の分が乗っかったんだと思うんです。ちょっと金額の件については言っていないのでわかりませんが、そういうことになるのかなと、確定したからという説明だったんで。ということは、2,000万円の、やはりある程度奨励金、我々の町に来てくださって、我々の町に貢献してくださる会社ということでされるんであろうと思います。

多分、今、同僚の議員が聞いたかったのは、これは多分見に行ったことによって、ある程度奨励金を出す、条例に基づいて出したんですから、ある程度の規模がわかったと思います。条例の条件があったよね、出すための。だから、例えばここが来ることによって、大体どれくらいの固定資産税の増加が見込めるのかとか、何か多分大体の概算は出ると思うんです、大まかな、あと

法人税がどれくらいふえそうなのかとか、それから社員がふえることによって所得税がふえそうとか、何かそういうのがあるのかなとか。それが、何年か後ぐらいにはこれくらい行くんじゃないかなとか。逆に下がるというんでは、これ出すのも、出すと厳しくなるんで。ちょっとその辺は、わかるのであればわかる範囲で教えてくださいということ。（発言する者あり）具体的には出ないでしょうけど。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 田辺三菱関連に関する税金について、詳細についてはやはり答えにくいところがありますので、大ざっぱなところで回答すれば、まず固定資産税、固定資産税の約4割ぐらいは関連さんのほうから課税しております。法人税につきましては、これは御存じだと思いますんですけど、今まさにこの工場が新しく28年中に工場が建ったの連動する話ですけど、これは個別の名称を言えば、田辺三菱製薬工場株式会社、こちらにつきましては、今まであった4カ所か3カ所か忘れましたが、工場のうち整理をされて、吉富町の工場が残って、あとは山陽小野田市の工場、2つになったということで、これはまさにこの成果だと思っています。

ただし、そういうのがありましたので、法人のほうは、今言いました工場の閉鎖があったので、譲渡損これが発生していますので、これにつきましては、28年中とかそういうところは法人税は法人税割というのは出ておりません。ただし、均等割りは発生しています。300万円ですけど。

あと、住民税に関しましては、あの敷地内で働いている全体の従業員数、これは微減しています。そこで働く吉富町の方、今はもう100人を切っているような状況で、それが多いのか少ないのかというのは、もう昔と比べれば極端に少なくなっているようであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そんな形で、みんなが知りたいのは、やっぱり吉富町にとって製薬というのは、あの煙突見てみんなが製薬、製薬というぐらいいまだにやっぱりあるんで、ちょっとその辺聞きたかったのと。

ちょっと今の質問でわかりづらかったのが、固定資産税の吉富町全体のうちの4割を今大体製薬さんが占めている。これは、昔から大体一緒なんですけど。

それで、今回新しく新工場つくられて、あれが固定資産税の増加につながるかどうかのその部分をちょっと聞きたかったわけ。その辺でもう一回お願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 28年中に建った製薬さんの工場につきましては、29年度から新たに課税されます。ただし、一定の要件を満たしたものにつきましては、この奨励金とは別に課

税免除、これは税のほうの制度で課税免除がありますので、3年間はその分は丸々免除になります。ただし、その要件に入らなかった部分につきましては、これは減価償却費が中心ですけど、ふえております。濟いませぬ、今資料が手元にないのではっきりわかりませんが、約3,000万円ほど前年度よりふえていたかなと記憶しております。確認できましたら、また御報告します。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。奨励金のほうはわかりました。また、随時、どうせいろいろなときに出てくると思うんでまたお聞きしますから、わかり次第教えてください。

次、電子計算費で、社会保障・税番号制度システム整備対応業務委託料というものが入っています。これ、いわゆる一時騒がれていましたマイナンバーに関係するものなのかなとかちょっと思うんですが。

これ、その後、吉富町はどうなんですか、マイナンバーというのは、こういうお金はそこそこ少しずつ出るんですが、これを町はどのような今状態になっているんですか。住民はこれを利用されているんですか。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、住民以外の町の行政としてどのように今なっているかということをお説明いたします。

マイナンバー制度は、平成29年7月から国との連携を図るということで準備をずっと進めてまいりました。現在は、ことしの7月18日から国との連携を図り、今、試行運用をしているところでございます。この試行運用というのは、データプラス紙ベース両方で運用しているというものでございます。ことしの10月から本格的な運用に入るとということで、順調に進んでいる状況です。今、私が説明したのは、連携、行政としての運用はどうなっているかというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） マイナンバーカードの今の発行状況だけ、ちょっと私のほうから報告させていただきます。

7月現在で564名の方が、写真付きの個人番号カード、マイナンバーを申し込みをしております、人口の割合からいきますと約8.2%の方が申し込みをしている状況であります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、カードを発行564名と、ちょっと何か少ないなというイ

メージなんやけど、こんなもんかなと思う。

どんな傾向ですか、このカード発行される方。車の免許を持たれていない方が証明書で使えるとか一時言われていましたけど、そういう利用なのか、それともいろんなところで、活動的な人がそれがあつたほうが便利だから使うというような発行なのか、それともただ単に物珍しさなのか、ちょっとその辺わかったら、傾向だけでいいんでちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

まず、身分保証がない方、免許証とかお持ちでない方は割合として案外あると思います。それと、このカードに関心を持っている方、若い方でも、そういう方が申し込みしている状況です。だから、割合どのくらいまで把握しておりませんが、案外、身分保証ない方が応募するケースが多いかと思われま。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと次行きます。

その下に防災無線費、また今回上がっているんですけど、戸別受信機取付移転料というのが上がっているんですが、これはいわゆる新規の分なんだと思うんですけど。

ちょっと聞きたいのは、大体これが何件分なのか、新規分だと思うんですけど何件分なのかというのと、今配付しているものの受信機というのはデジタルなのかアナログなのか。いわゆる、以前1億数千万円かけてデジタル回線に、一時、中継局をすることによってやりました。結局、中継局はデジタルにしたけど、末端がどうなっているのかというのはちょっとわかりづらいんで、その辺のことをわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この補正予算に計上いたしております53万円につきましては、現在建築中の別府団地35戸に町の防災行政無線、デジタルアンテナとデジタル受信機を設置する経費でございます。別府地区は、デジタル無線電波が受信しにくい地区でありますので、個別にアンテナを設置するというものです。1戸、1万4,000円の35戸、消費税で53万円ということになっております。

そして、デジタル受信機の設置状況であります。今現在、地区の公民館とかあと避難所について、それとあと職員、試験的になんですけども、職員の自宅にデジタル無線機を設置しております。今後、どんどんデジタルに変わっていきますので進めていかなければならないんですけども、デジタルの電波の受信状況が非常に悪くて、アンテナをやはり設置しないと受信が難しいというような現実が今見えてきています。

それで、今回、別府団地にそういった形でつけるということになりましたので、その検証しな

がら、また各地区の公民館の受信状況等も検証しながら各一般家庭に広げていかなければならないというふうに思っております。やはりアンテナが必要だと思いますので、その経費もまた新たに必要になるというふうに今計算をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いい質問だったと思うんです。別府団地につけるといのはわかりました。

それで、別府団地のところに戸別のアンテナを1個つけたらそれでいいんでしょうか、それとも各35戸のところに、どういうふうにするんですか。もし、団地に1個つけば別府地区の方々もその中継局として使えるとか、何かそういうことでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回は、35戸1戸ずつにアンテナを設置いたします。まとめて1つつけてそれを配分するという方法も考えたんですが、1戸ずつつけるほうがはるかに安いということなので、そういうふうにさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、今後の話で申しわけないんですが、せっかくするんですから、別府地区の方が今デジタル入りにくいところ聞きましたんで、そういう中継局をどっかその辺に1つつけるというようなことは、今後考えられますか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しあげましたとおり、今現在それを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、課長から説明がありました、戸別受信機がデジタルになると入りにくい。多分、今の住宅事情から密閉型の住宅なんで、ガラス面は通過するんやけど、壁を通過し切らないんです。アナログの場合は、弱くても雑音が入りながら入るけど、デジタルの場合はちょっとでも切れたら入らないんよね。だから、多分難しいんだと思います。それで、一応、各職員さんたちの家にも設置して受信状態の確認とかをしているんでしょう。ここもしていくんでしょう。

これ、ちょっとほかの人たちにももう少し細かい形で試験というかアンケートというか、ちょっと参考に、例えば自治会長さんの家とか、そういうところにも設置してもらって、今のアナロ

グと2台、そういう形でしていかなと多分厳しいのかなと思うんです。今言われたように、戸別のアンテナを一軒一軒で立てるというのは、これはちょっと今から先かなり厳しいのかなと思うんで、せっかくデジタルに変わっていくんでなるべくいい活用をしてほしいと思うんですが、ちょっとその辺の検討はできますか。

例えば、今デジタルの受信機が、今回の予算、これ今回新規分だから予備はないと思うんですけど、多少なりとも予備を持ってそういうふうなことができるのか、する予定がないか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、まさに各自治会の公民館に設置をして、受信しにくいところにアンテナを立てるといようなことをしております。今、ずっと最初から言っていますが、それを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次、行きます。14ページ、15ページ。14ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14ページで、済いません、統計調査事業費。これ、いろいろな統計調査というのが毎年あるかと思うんですが、これちょっとわかりづらいで、消耗品が4,000円足りないということになっているんで、この内容と、1,000円マイナスという、その辺の説明ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

今回、工業統計調査が精算いたしまして、当初の補助金が3万4,000円でありましたが、5,000円増額されました。その5,000円について補正するものでございます。

消耗品については、いろんな事務用品とかそういったものを購入したために4,000円の増額となりました。通信運搬費については、これを使用しませんでしたので減額いたしております。

最後に、3,000円の増額補正ですが、財源内訳、一般財源を2,000円減額しております。財源内訳の変更という形でこの5,000円を充当させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 多分、財源内訳更正でこういう形になったんだなどは、ちょっと見て思ったんだけど。ただ、消耗品が4,000円という形で、今さら買うわけじゃないんで、多分もうこれ先に買っている物だと思うんです。予算4,000円足りていない状態から、ちょっとどうなんかなと思うんやけど。

こういう統計調査というのは、結果主義なんかね、調査員が回って最終的に件数を、答えてく

れた人、例えば100件一応予定があつて、予算は17万5,000円やつたと。でも、実際は90件しか回れなかつたんでちゅうか答えが来なかつたんで90件分しかもらえないという形なかな、それともちょっと違うんかな。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の工業統計調査については、3件の事業所についての調査でございました。もう当然3件ともしていただいています。

この額が変更したというのは、県が確定値を出しますので、今、私が、何でこれが5,000円ふえたのかという明確な回答はできないんですけども、精算した結果、県の補助金が5,000円ふえたというところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3款民生費、社会福祉費で、国保特別会計繰出金人件費など分というのがちょっと上がっているだけど、これちょっと9月に上がってくるのって何かあつたんかなと思つたんで、ちょっとその辺説明ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この繰り出し分32万4,000円でございますが、これは国保特会の分の人件費、時間外手当が不足する予定でございます。先ほど申したとおり、50年に一度の大改革ということで、今から3月に向かってかなりハードな事務になりますので、それに備えての2人分の時間外手当でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、15ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1目児童福祉総務費の中の1節報酬、先ほど説明があつた子育て相談総合窓口事業というんですか、相談員報酬なんですけれども、これに関連して、先ほど説明があつて、6回が10回になって、あいあいセンターでなされているということわかりました。

もう少し、ちょっと、例えば相談員さんの資格というのはどういうものがあるんでしょうか。それから、実績としてどのくらいふえているのか。わかれば、内容的にも主だったものが、こういう発達相談だとか非行の問題だとか、何かわかればお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 資格でございますが、やはり子育てということで保育士資格は必ず必須の方でございます。この方につきましては、京築保健福祉環境事務所で家庭児童相談員とかそれをされていた大変優秀な方でございます。

先ほど申したとおり、当初6回ということで予算を計上させていただいておりましたが、実際のところ現実問題は、今10日ぐらいは出て相談に当たっていただいております。

件数でございますが、当初、昨年の例によると10世帯ということで計算しておりましたが、16世帯、現在訪問、これは訪問型ということで、あいあいセンターで相談を受けるんですが、直接家庭に入っていろいろな悩みとかそういうのを、主に子育て、中には小学校に行かされている方のいろんな相談も乗っており、またいろんな相談員が教育委員会にもおられますので、その方と連携をとりながらそういう事業に当たっていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じ児童福祉総務費で、返還金、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この返還金でございます。子どものための教育・保育事業の補助金でございます。国費が2分の1、県費4分の1でいただいております。保育料の計算する場合、国の単価と町の単価ち二本立てで行うんですが、補助金申請のとき、町の単価、安い単価を入れたせいで国からたくさんいただき過ぎたちゅうことで、それをお返しするちゅうことで。国の単価と町の単価、子育て支援ということで、実際の53%が、国の単価があって0.54掛けた低い金額が実際の保護者からの保育料となっております。先ほど言ったとおりいただき過ぎたものを返すというそういうことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この事業は前からあるはずなんですが、今回だけそういう計算は、ちょっとミスったんでしょうか。何か変わったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はっきり申し上げますと、2つの金額を入れ間違えたという、それが正直な答弁でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の幼保一体化施設こどもの森園で、委託料、不動産鑑定委託料と測量等業務委託料、多分図面がついているからこの内容なんだと思うんやけど、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 不動産鑑定の委託料40万円と測量業務委託料39万円を計上させていただきます。

資料ナンバー2でございます。青い線が現況のその保育園の敷地でございます。左側の宅地の72番地の1の前から細い土地があります。ここが、今実際の保育園の進入路になっております。以前、駐車場そういうのが不足しているということで、92番地ですか、浄化槽等を設置しているこの土地にそういう駐車場の確保ということで御相談申し上げましたが、その話は流れておまして、今回、赤く塗った90番地の1です。現況が田でございます、1,113平米、約三百数十坪でございます。以前から近隣の土地、保育園の送迎並びに職員の駐車場ということで探しておりました。現在は、民間の方の御厚意で、大変廉価な金額、月1,000円程度で13台分を貸していただいておりますが、どうしてもやっぱり地続きのそういう園児の送迎用並びに保育士の駐車場の確保が必要となってきました。以前から、近隣住民それと保護者のほうから、朝夕の送迎のときの改善、特に雨降りのときはどうかかならないかということでしておりました。どうかかしたかったんですが、なかなか個人の土地の提供ちゅうことで難しいところがございましたが、今回、そういう児童福祉にお役に立つんならうちの土地を提供してもいいですよという、そういうありがたいお言葉をいただいております。それに伴いまして、やはり金額の算定、面積の確定をしなければならないので、今回不動産鑑定と測量委託料を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この土地を購入するための材料というんですか、資料づくりのために不動産鑑定を入れると。もっと平たく言えば、不動産鑑定による価格設定をするということでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 大体、田をするときは、条例で大体決まっていますよね。こういう田を不動産ですということ、ぶっちゃけた話、高くなりますよね。ここだけにするんですか、これからも全部そういうふうにするんですか。どっかの道路をつくるのにしましたけど、そういうことをするんでしょうか。

それと、測量もそのためにするんですか。測量というのはもう決まっているんじゃないですか、田の面積というものは確定されておるんじゃないんでしょうか。そのためにまたお金を使う、するちゅうわけですか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

道路工事に伴うそういう受益を受ける方の提供は1万5,000円とか何かそんな数字は聞いておりますが、今回、この方に関しましては、そういう恩恵を受けるような土地ではございません。そして、一筆買いということで、このぐらいの広い土地を提供していただけます。

通常、不動産を購入する場合、登記簿の面積ではなく実測に伴う不動産売買が適正だと私はそう思いますので、今回、測量並びに面積確定したら、それに伴って不動産鑑定を行い、その後、用地交渉に入るようなそういう手だてにしております。今後についてどうするかは私に存じ上げませんが、今回、相手様の御厚意によるこの広大な地続きの土地を見逃すわけにはいかないと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わからなかったんですけど、不動産鑑定を入れて買う場合と、不動産鑑定を入れない場合というのは、何か明確な基準というのはいないんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 通常、売り手買い手の世界ですから、坪100万円、坪10万円、1万円、いろんな単価があると思います。通常、個人売買の場合は、売り手買い手の価格、近隣の土地も参考するでしょうけど、やはり適正な第三者の不動産鑑定を入れたほうが、私ちゅうより、公の土地を買うときには、そういう専門業者、通常、不動産鑑定の金額が適正な金額と、私はそのように理解しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、これから土地を買うときは不動産鑑定入れて決めていくということですか。

じゃなかったら、例えば今の課長の説明では、そういう適切な土地があって、それは絶対どうしても欲しいからとかいうふうな感じだったんですけど。そうすると、今度は売り手のほうになると、不動産鑑定を入れて、高く売ってもらうために、売り惜しみというんですか、役場のほうがどうしても欲しいというのがわかっていたときに、それは何とかかんとか言うことによって土地の値段が上がっていくことだって考えられるような気がするんです。

だから、不動産鑑定を入れる場合と入れない場合というのを何か明確な基準というんですか、それが知りたいんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 通常、こういう広大な一筆買いを買うときは不動産鑑定をした金額で買い入れるのが、私は常識だと思います。

道路拡張により数坪の土地の交渉と、こういう1,000平米を超えるような金額、先ほど申したとおり、今度そういう駐車場、それをするにはきちっとしたやっぱり測量をして不動産鑑定を入れるのが適切じゃないかなと思います。そうでなければ、売り手買い手の世界ですから、この土地が幾らになるか私も見当がつかかねます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ここは田ですので、たしか田んぼを宅地か何かにするのは農振を外すという何か言い方しますね。そういうところにまずかけて、そういうことは先にするとか、順番が何かあるんですか。どういう法律でこれは駐車場なりあれになるんでしょうか。そのところをちょっと、向こうで何か言いよるけんが、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） ここ、農業振興地域でございませぬ、都市計画地域で、低層住居何とかという、そういう住宅を建てられるような土地になっております。先ほど、議員さんがおっしゃったとおり（発言する者あり）第二種低層住宅地域だと思います。産業建設課の地図を見たらすぐわかります。（「そこに駐車場は建設できるんですか」と呼ぶ者あり）一応、宅地ですからできます。

○議長（若山 征洋君） それでは、今、是石議員が質問したことに対して、産建の課長、詳しいんじゃないんか、そういこと。ちょっと説明して。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、用地取得をしようとしております用地につきましては、都市計画の用途区域でありませぬので農業振興地域からの除外は必要ありませんが、農地転用は必要であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私もそうなんですけど、そうするとこれから土地を買う場合は、不動産鑑定を入れる場合、入れることにするのか入れないのかというのは、その都度その都度判断していくということですね。

そして、今、私の感想では、その基準というのはすごく何か不明確で主観的なもののような気がするんですけど、今現実にはそこでの明確な基準はないというふうに理解していいですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

以前、今建っている県営団地のとこの横の土地を町が買収したとき、その例に倣って私も行っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと、今、同僚議員たちのやりとりを聞きよってちょっと思ったんですが、以前、大市屋敷線をつくるときに、道路で不動産鑑定というのを入れました。その後の道路についてはどうするのかというと、不動産鑑定は入れないというような答弁をいただいております。今まで私がずっと聞いてきた中では、田畑に関しては1万5,000円ですと、住宅地については2万円ですと、これが町の方針であるというようなことを今までこの答弁の中でずっと聞いております。

今聞いた中では、福祉課長のほうは、私はそう思うとかいろいろ言われた。それは、我々もずっと言ってきたことです。しかし、今まで町はこうだったという返事を我々はいただいております。しかし、ここで福祉課長が私はこれを不動産鑑定を入れるのが筋だと思いうという気持ちで切りかえていいものなのか。今後、こういう基準値というのはどうされるんですか。

例えば、道路は、ちょっと拡張するぐらいという説明を先ほどされましたが、100メートル行けば結構な面積になりますよね。その場合はどうするんですか。この1,000平米ですか、さっき言ったの、ぐらいになると不動産鑑定を入れるという基準になるんでしょうか。さっき平米と言われていましたから。まず、それが一点。

もう一つ、ここに測量等業務委託料というのが入っています。こういうのは、土地買うときは測量というのがつくものなんだろうと、僕も、よく設計のことわからないんで思うんですけど、こういうものというのはどうなんでしょう。買う側が測量するんですか、売る側が測量するものなんでしょう、通常はどうなんでしょう。ちょっと、その辺も含めてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長、ちょっと答えてください。

○町長（今富壽一郎君） 今、土地の買収についてですが、町道あるいは農道等の拡幅、村中の道路とか田んぼの中の農道の拡幅については、従来から農地は坪1万5,000円、宅地は坪2万円、それ以外、農地とかほかのものは坪1万5,000円というような基準で申し合わせによって御協力をいただいております。

それから、小犬丸の村中道路、ああいう国土交通省の補助事業に乗って家屋を移転補償するかそういう場合は、不動産鑑定を入れる。また、駅前の駅への進入路についても不動産鑑定等を利用させていただきました。

不動産鑑定から出た価格が絶対そうかといいますと、先ほど課長が言いましたように、売り手買い手の話でそれよりも安く譲っていただけるときもあろうし、それより高くないと売りたくな

いということも、それは自由だろうと思います。それから、土地の売買に関しては、民間で土地の売買をするときにはいろんなケースがあります。登記簿上の面積で売り買いをする。境界に関しても見た目、ここのとおりですよというようなやり方もあります。それから、不動産仲介業者等が入ったり、住宅会社等が入った場合には、必ず測量をして境界立会をして売買をするというのが今の常識だろうと。それは、将来のトラブルを回避するためのことだろうと思います。

私ども行政が土地を分けていただく場合は、やはり将来的にわたってトラブルがないようにということで、土地の測量、実測をしていただいて、そのときに隣接地との境界立会をしていただくというふうになるかと思えます。そして、その費用はどちらが負担をするかということになりますが、行政が土地を事業によって求める場合は、大体一般的には行政負担で行っているようです。民間では、売り手買い手双方で協議をしてどちらが出すかというようなことで決めているようです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか、今の説明で。

○議員（2番 山本 定生君） 全然。

○議長（若山 征洋君） どういうことがわからんか。

○議員（2番 山本 定生君） 農道何とかという話をされていまして。駅の話をしていまして。私はそんなこと聞いていません。今後は、どういう形の道路の場合は不動産を入れるんですか。今後の町が買うものは1万5,000円、2万円という基準は広さなんですかどうするんですかということをお聞きしたんです。

町が欲しいと言った場合は、全部不動産を入れるのかという話でしょう。今の説明だと、欲しいと言った場合は、不動産鑑定入れる。今後、町が欲しいなと思うところは不動産鑑定入れるのか。逆に、欲しいなと思ったところは、黙って相手が売ってくれるまでずっと根回しして、1万5,000円で売ってくれるまで待つという形にするのか、わからないじゃないですか。その辺の基準はどうなんですかという話を聞いたんです。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） それぞれ、我々ただ思いつきで土地を買うわけでありませんが、いろいろと事業に必要である土地を求めるわけですが、そのときの事業の内容によって、また相手方の要望もありましようが、原則としては、我々が事業の内容によって不動産鑑定を入れなければならない、あるいは国、県の事業の補助金の内容によってそういうものを入れなければならないというようなこともあろうかと思えます。その辺は、それぞれで見きわめていきたいというふうになっております。

○議長（若山 征洋君） 次、行きます。16ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、この商工費のほうで、今回、使用料及び賃借料でイベント出展用備品リース料1万円というのが上がっていますが、ちょっとこの辺がわからない。

これと、あと旅費、職員等出張旅費、まだ、ちょうど半年ですよ、当初予算から。ここにまた48万円と大きな数字が出ていますが、これについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、旅費ですが、これは2年に一度、全国町村会が主催する町イチ！村イチ！、これが東京のほうで開催をされます。それに参加するための職員の出張旅費として計上をさせていただいております。

また、使用料及び賃借料につきましては、イベント用のブースにおきまして商品の展示用に使うテーブル等を使うためのリース料として予算計上をさせていただいている次第でございます。

ちなみに、町イチ！村イチ！の開催は、12月2日、3日におきまして、東京国際フォーラムを中心に開催がされる予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の出張旅費の件なんですけど、48万円なんですけど、これ何名行かれるんでしょうか。それから、これ、前もってわかっていなかったんですか。急に開催が、2年に一遍とおっしゃいましたよね。当初予算に組まれていなかったのはどうしてなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2年に一度ということの開催はわかっておりましたが、実際の申し込みが来ましたのは夏ごろでありました。これについては、出展する市町さんが多く抽せんが行われる県もございます。本町においては出展がかないまして、今回補正計上させていただいたような次第でございます。

それから、出張につきましては、職員を4名から5名を想定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そのイベント、町イチ！村イチ！でしたか、それはどういうものを、吉富町のどういう産業を持って行ってブースにアピールするんでしょうか。それは、どういう効果をもくろんでいるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 本町の特産、そういうものが、今、振興作物におきまして、

これからブランドとして位置づけていくわけですが、今現在ある、例えばおみそであるとか、お菓子であるとか、そういったものとあわせて、この吉富町というものを存在を知っていただくと。それから、移住定住等、そういったPRもあわせてできればというふうに思っております、今回参加することとした次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ずっとあとこの細かい内容はまた委員会で聞くんで。

あと、これ、ちょっと、先日、全協のときにも聞いたんですが、水産業振興費の中で漁村センター下水道接続及び多目的トイレ設置工事費というのを、する内容については説明を聞きましたが、この下水道につなげるということなんだろうね、接続ということなんで。今、ずっと上のほうを下水道やっているけど、あの辺で下水道をやりよるのかな、ちょっと、僕、あっちはあんまり詳しくないんで。なぜ、今、この下水道の接続になったのかがまず第一点と。

和式を洋式に変えるとかいうのは、もう今どこの施設でもやっているんでそれはいいと思うんです。これ、多目的トイレを外につけるといいう話を説明されていました。いわゆる天仲寺山とか別府のホタル公園とか、鈴熊山公園とかみたいな形で、ああいう外にあるトイレをつくるんだと思います。

なぜ、あそこにそれが必要なのかということと、これは地域の方々との協議を行ってやっているものなのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、なぜこの時期かと申しますと、平成27年8月に下水道の認可区域が変更され、漁村センターの区域が編入されました。ただ、下水道の管路としてはそれよりも以前には整備はされておったのですが、区域外ということで今回の補正計上となった次第でございます。

それから、多目的トイレにつきましては、今現在の漁村センターにつきましては、内部に多目的などなたでも使えるトイレを設置することが一番よいのですが、そのスペースを確保することができないことから外に設置するというので今回決めました。

それから、地域の方々には、ことし6月の行政懇談会の折に、喜連島地区におきまして多目的トイレとして設置をしたいということで、参加した住民の方にはお話しさせていただきましたし、当然、その席には自治会長も出席しておりましたので、町としてはそういう設置をしたいということで今回予算計上をさせていただいたような次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとその辺お聞きしたいのが、確かに公衆トイレというものがあることは便利がいい、それは確かにそのとおりなんです。ただし、それはある程度人がいるような場所であることが大前提かなと。

例えば、私が知っている方々が、防犯パトロールというのを夜やっています。その方々からよく言われるのが、鈴熊山公園のトイレです。よく壊されているとか詰まっているとか、電気が壊された、何とかとか。ああいうとこちゅうのは、やっぱりそういうことが危険性が多分にあるわけです。駅だとかある程度人がおるとこというのは、それでもやっぱり汚されます、これは公衆というものである以上は、もうこれはしようがないと思います。

その辺のことが、住民の方々がわかって聞いたのか。多目的トイレというだけを聞くと、便利がいいトイレしか思わないんです。ただ、そういう野外にあるトイレというふうなことを認識されているのかと、あっこは古表神社に一応公衆トイレはありますよね。あっこは町が利用させてくれと言うわけにはいかんでしょう、神社のものですから。とは言いながらも、すぐそこにあるのにここに必要なのかなというのと。

もう一つ、別府のホタル公園でもそうですし、鈴熊山公園でもそうなんです、天仲寺山のトイレもそうですが、各自治会がやっぱりトイレの管理をすごい大変がっているんです。さっき言ったように、汚したり壊したり散らかしたり、本当にいざ使おうと思ったらトイレットペーパーがない、電気が切れている、水が流れない、そういうことが多々あるんで、そこら辺のことが十分理解されているものなのかと、これ漁港の一応敷地内につくるという説明だったので、管理は誰がされるんですか。やはり、あの地域の方がされるようになるのかな。ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、管理のほうから、各地区公園にトイレを設置しております。それから、天仲寺公園、鈴熊山公園にもトイレは設置しております。壊されるとかいう事例が以前はございました。ただ、最近は防犯等で巡回パトロールしていただいた効果もあるんだろうと思いますが、壊されたということは連絡ございませんし、修繕した実績もございません。使用されている方が、それときれいに使っていただいているのと、地区の皆様方がトイレをきれいに管理していただいているのではなかろうかというふうに思っておりますので、今回設置するトイレにつきましても、ぜひ地区の皆様方をお願いして管理をお願いしようと思っております。

また、トイレットペーパー等が不足した場合は、ほかの公衆トイレにつきましても職員がすぐにお持ちしたりとかしておりますので、多少、そういう御不便なことはあるかもしれませんが、なくなった場合には補充というのは速やかに今やっているような状況にございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。次、行きます。17ページ、梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 17ページの2項15節町道新設改良工事について説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 工事請負費を御説明いたします。

資料のナンバー3の土木工事の施工計画箇所図を御参照ください。

今回、道路新設改良工事として予算計上させております2,678万4,000円につきましては、番号で言いますと①番、②番、2ヶ所です。

①番につきましては、30年来要望がありました間尾濱田地区の道路の新設工事として、延長が130メートル、幅員が6メートルで新設するものでございます。

次に、②番の横園直江線、JR保線橋下の道路の舗装改修工事でございます。これは、JR下だけは舗装の改良をしておりません。かなり舗装が傷んでおりまして、通行に支障があると。これは、もう地元からも再三要望がありまして、今回、JRと事前協議をしまして工事をするには問題がないという返答をいただきましたので、今回補正計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の特に2番目、いわゆるセメント工事応急処置で、地元自治会の方々からも穴があくたびにこけたら危ないちゅう形で私なんかよく耳に入っていたんですけど。ただ、このJR線の下ちゅうのは近接工事で、非常に厄介な調整が要するというふうに私もよく伺っているんですけど、全て済んだということですね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、工事に当たって、JRが指定する施工方法とかを協議をしまして、工事につきましては町が指定する業者でもいい。ただ、安全管理上、警備員等についてはJRが指定する指導を受けた方を配置してくれということで受けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その件ですけど、高さが問題なんです、もう御存じでしょうけど。以前、お願いしたことはあるんですが、JR本体に訪ねていたら1億円かかるぞちゅうようなことでやめましたちゅう話を私も担当から聞いたんですが。もうちょっと何ぼか削つてもらうて、要するにもうちょっと高く、少し、普段の、横側に用水路がありますが、大水ちゅうか雨が降ったときはそこもう出てもいいから、もうちょっと下に削つてもらったらどうかと言ったんやけど、非常に厳しい計算で成り立つとるから難しいんだと。そこのところは、押ししていただいたんでし

ようか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） その点についてもJRと協議をしました。町としては、なるべくJR下からの路面までの高さといいますかそれを確保したいということでは申し出はしたのですが、JRの両側にあるアバット、橋台の部分に影響しないようにというふうに言われております。両側に水路はついておりますが、水路の底から約10センチですか、それ以上は掘削はしないでくれと、それはJR側の施設に影響する可能性があるということで、それ以上については掘削はやってはならないという、しないでくれということを言われておりますので、そういう施工方法でやろうというふうを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員たちがお聞きしたんですが、ここ以前からいろいろ聞いているんですが、高さ制限があるんで埋めるわけにはいかん、そうすりゃ狭くなるんで。水がたまるから、ちょっと今度は下に掘ろうかという、今度は水たまりになるということで、今回どういう工法をするんですか、やっぱり30センチぐらい削ってしまって全部やってしまうんか、今までみたいに応急処置的にはしないと思うんです、ここまでやるという前提なんで。30センチぐらい削ってきれいに埋め立てるのか。そのときに、いわゆる水はけはどういうふうにするのか、ちょっとその辺。細かいのはまた委員会で聞くんで、大ざっぱに皆さんにわかるように教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 改修は、基本的には現道と同じ高さにあります。先ほども言いましたように、JRのほうから掘削する深さについては指定を受けておりますので、最小限の掘削で、今現在、一部コンクリートそれからアスファルト舗装でしておりますが、長期間の補修を考えると、アスファルトよりもコンクリート舗装のほうがいいのではないかとということで、現在その方向で検討はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 排水については、両側とも水路はついておりますので、基本的には雨水はその両側の水路に排水されるような勾配はとろうというふうには考えておりますが、高さ制限がございますので、その点は現況を見ながら高さ制限は確保しながら排水がとれるように現地で施工する際には業者と十分打ち合わせはやろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。大きい声出してください、18ページ。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お願いします。

2項1目14節使用料及び賃借料の貸切バス借上料、これの説明をお願いいたします。何のためなのかということです。

それと、その下の公民館費の中の賃金で、図書司書等賃金、これの内容をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、最初に10款2項1目14節使用料及び賃借料の貸切バス借上料9万8,000円について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、福岡県教育委員会及び福岡県体育向上推進委員会主催で、昨年度から開催されていますスポコン広場京築地区大会への参加に伴います大型バス等の借上料になります。そもそも、このスポコン広場というのは、小学生の体力、運動能力の向上を目指しまして、福岡県が9年前から県大会を開催しているスポーツコンテストではありますが、より多くの児童、学級に競技の場を与えることで、県内全児童の体力向上を図るということで、京築地区大会が昨年度から開催されるようになっております。

参加要請につきまして、この京築地区大会への参加は、各市町から学級単位として必ず1チーム以上の参加を、奨励という形ではあるんですが、京築教育事務所のほうからはお願いをされておりまして、昨年度は急遽の要請であったために6年生の1学級のみが参加をしまして、みんなドッジボールラリーとみんなでなわとびの2種目の競技を行いました。

今年度も同じように参加要請ということになるわけですが、同じ学年内で参加する学級、しない学級というのは、やはり体験に差が生じるということもありまして、それは好ましくないだろうということから、今年度については4年生の2学級を2チーム参加するというので、児童59名、引率教員4名の計63名がこのスポコン広場という競技の大会に参加するために大型バス1台と中型バス1台の借上料ということになっております。

ちなみに、この大会は12月9日、苅田町の総合体育館で開催される予定になっております。

続きまして、引き続き公民館費の7賃金につきまして、27万4,000円の増額補正を計上させていただいております。

まず、通勤手当相当分といたしまして、こちらにつきましては、公民館図書室の図書整理員の通勤手当の相当分の賃金であります。臨時職員等の通勤手当につきましては、一般職の例により支給をするということで、図書整理員がこの規定にのっとり1日勤務したら100円ということで通勤手当の相当分の賃金が生じておりますので、その分の1万4,000円分の増額をお願いしております。

次に、図書司書等の賃金26万円の増額補正になりますが、こちらは、臨時職員につきましては、平成29年1月1日から年次有給休暇が付与されることになりまして、今年度としては、昨年度ですが、29年1月からは年次有給休暇が勤務年数に応じて付与されております。当初予算では、こちらの図書司書等につきましては毎年度募集をしておりますので、新規に4月から採用したということでの計算で、年次有給休暇が付与される日数の分を計上しておりましたが、応募の選考の結果、引き続き、昨年同様の方が司書あるいは整理員に任命されまして雇用しておりますので、その方々2人ともちょっと勤務の年数が長くて、それぞれ10月で5年6カ月、6年6カ月というふうになりますので、その日数に応じた年次有給休暇の付与分ということで必要額を今回補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと図書司書の件を教えてもらったんですが、予算の場合は、司書とあと補助員ちゆうんですか、だと思っんで、今説明も多分その5年、6年の方という方で聞いた。何人おるんか、司書が何人と補助が何人と。

あと、もう一個、貸し切りバスの話さっきされていたんやけど、運転手の計上が上がっていないけど、そこは大丈夫なんですか。ちょっとそれをお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） まず、図書司書につきましては、司書1名、図書整理員1名ということで、公民館図書室につきましては2名の職員で運営を行っております。

先ほどの貸し切りバスの借上料につきましては、こちらは運転手の手配の込みのところ、運転手をつけたところで借上料ということでこの金額を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、20ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、21ページ、地方債の現在高見込に関する調書。ないならなしとはっきり言って。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、22ページから23ページ、24ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、23ページで、補正後の人数で（1名）がふえています。多分、先ほどの予算の中に出てきた再任用の件だと思うんですが、ちょっとその確認と。これ、いつから来られるのか、ちょっとたしか日にちは聞いていなかったと思うので、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この2、一般職（1）総括の表の下に備考として、括弧書きは再任用短時間勤務職員数の外書きというふうに規定しております。それでございます。

それと、あと再任用の職員につきましては、10月1日から採用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 24ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号はそれぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は、16時35分です。

午後4時23分休憩

.....

午後4時35分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

.....

日程第17. 議案第48号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。いいですか。

補正予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に歳入、6ページ、7ページ。

次に歳出、8ページ。

歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの決算のときにちょっと言われてたので、ちょっと1点確認をさせてください。今月、9月に、県と14市町村で、ある程度の話が決まるような会議があるとか何か言いよったよね、今月。それ、会議とはいつぐらいの予定なんですか。それがわかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

会議はちょくちょくやっておりましたが、私、さっき御説明したのは、福岡県国民健康保険運営協議会ということで、これ県知事が諮問する機関でございまして、本町にもそういう同等の協議会がございます。これが、予定とすれば9月8日に、明日予定されておりますので、この後、県のほうからこういう情報は公開してもいいという、そういう指示があると思います。それまで、いろんな内部資料は外には公表しないようにという、そういうお約束になっておりますので、それを遵守したいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 足並みそろえるためにも、いろいろ公開できるものとできないもの多々あると思います。それはもう十分わかりました。それは明日あるということなので、明日ある程度こういうものが出せるというものが出た場合は、では本会議中に報告なりしてもらえるか、ちょっとその辺を教えてください。あと議長のほうからも、それをちょっと教えてください。お願いします。

○健康福祉課長（上西 裕君） 県のホームページでも公表されると思います。（「本会議中なんやけえ、ちょっと報告すりゃあいい」と呼ぶ者あり）明日の結果次第でございまして、どうなるか私は存じございませんが、出せる資料があれば、お話できる範囲でまたお話はさせていただきます。

きます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 出せる範囲でお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第49号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。2ページ、第1表債務負担行為。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら、債務負担行為で、口座振替等依頼業務委託事業というのがあっております。こちらの公共下水道についての、この債務負担についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えさせていただきます。

これは、先ほど一般会計でも同じ内容で債務負担行為の設定がございましたが、一般会計と同様に、公共下水道会計におきましても受益者負担金が、年に6月、10月、2月の年3回口座振替の機会がございます。

一般会計の、この業務委託事業に合わせまして、公共下水道の口座振替につきましても、現在9行あります金融機関と職員が、毎月その都度フロッピーディスク等持って行ってお願いをし、また、金融機関から同じくフロッピーディスク等を返していただいて処理をしている状況でございますので、同じように中間に入って一括で9行とデータ通信での口座振替のやり取りをしていただくための費用でございます。

一般会計につきましても、債務負担行為が30年度となっておったと思いますが、この公共下水道につきましても、29年度から30年度にかけて3万3,000円の債務負担行為でござ

ざいます。

この内容につきましては、29年度につきましては、支出はございませんが、ことし契約をいたしまして、30年度の4月から運用するに当たりまして、準備期間として今年度から契約をして準備をする必要性がありますので、29、30と債務負担を設定をさせていただいております。

29年度内の準備に向けての費用につきましては、一般会計のほうで支出をしていただくということで、公共下水道については29年度の支出は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。3ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第50号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。（「1ページで」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらのほうも、水道事業会計補正予算のほうにつきましても、口座振替依頼業務委託事業という形で、こちらのほうに債務負担が載っております。こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 御説明いたします。

先ほど来、御説明をしております内容と同じでございます。水道事業におきましても、12カ月毎月口座振替の処理をいたしております。ですので、一般会計と同額、毎月12回の口座振替を同様に委託するため、29年度から30年度において、債務負担行為70万円を設定させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 3 ページ、予定貸借対照表 4 ページ。5 ページ、補正予算明細書、6 ページ、7 ページ。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） 先ほど、口座振替依頼業務委託事業の債務負担についての説明を受けました。29 年から 30 年度にまたがり、一般会計と同様のものだというお聞きをしました。これ、同じく先ほどの公共下水道事業も同じだということでした。

でも、一般会計の分は、平成 30 年度単年表記ですよ。これらはあと 2 年表記で、契約が 11 月ごろに行って 4 カ月前というの、説明も多分一般会計と同じだと思うんですが、これで正しいんですか、両方とも正しいんですか。何か違うような気がするんで、どうなんかなど。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 先ほども少し説明をしたんですが、一般会計につきましては、公共下水道事業と水道特会と一般会計は同時に業者の選定をして、同じところをお願いをしようと思っております。ただ、一括で契約をして、費用はそれぞれが出し合うというようなやり方を、今想定をしております。

今年度から業者を決めて準備に入っていくんですが、その準備の費用につきましては、一般会計がことし、今年度かかる費用については、一般会計のほうが一括で支払っていただけるというお話ができておりますので、一般会計は、ことしは別に歳出の予算をもって今年度、29 年度についてはお支払いをする。一般会計は来年度、4 月からのことし契約した業者と来年その契約をしますので、一般会計は 30 年度だけの債務負担行為。

公共下水道と水道事業につきましては、ことしは一般会計が準備コストを払っていただくのでお金は発生しませんが、今年度から契約をして、来年度にいよいよお金を払うために、この 2 つについては 29 と 30 の設定をというふうになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに、山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） 済みません、よくわかりました。そういうことですね。ちょっと私の受け取り方が、説明聞けばなるほどなということになります。わかりました。

で、これさっき一般会計のほうで聞くべきか、どうしようかなと思ったんですが、町の電算システムというのは、基本的には外部との接触を避けるように今やっているじゃないですか、全てのものに関して。特に、税務に関しては、内部でも遮断しているような状況です。これ、もちろんそこは十分わかった上で、今回のこれは進めていると思うんですよ。大きい市町村なんかも普通にやっていると思うんですが、そこら辺はどうなんですか。もちろん、3 部署が同時にやるんで、そこら辺は十分だと思うんですが、そこは大丈夫なんですか。

それともう一つ、この3部署以外は、今回のこれはしなくてもよかったんですか。ほかにも口座振替等をやっている部署というのはあると思うんです。それはせんでよかったんでしょうか。ちょっと、その辺もわからなかった、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 一般会計のほうで想定しておるのは、債務負担行為のところの説明したとおり、税と料。税につきましては、税務課が管理している4つの税、料につきましては、健康福祉課のほうで口座振替を行っている6つの料について、どこからどこまでが健康福祉課の支出負担すべき委託料というのがわかりませんので、税務課のほうで管理する目のほうで一括して支出するようにしています。

ただし、水道及び下水道につきましては、これは別のファイルでつくらなければいけないんです、口座振替の。例えば、水道に関しては口座振替日が違いますので、これに関しては、それぞれ金額のすみ分けができますので、そこについては水道及び下水道特別会計で計上しております。

セキュリティの問題ですが、これは、さっき言いましたように、うちの住基システムから口座振替のデータをつくって、それを媒体、今は媒体ですけど、それを今度、ちょっとどのパソコンから送るといのはまだ決めていないんですけど、恐らく別のパソコンに移しかえてインターネット越しにデータセンターのサーバーに送るとい形になると思うんですけど、送ります。

そして、その結果が戻ってきたら、別のパソコンになると思いますけど、そちらのほうでデータをダウンロードして、それを会計にある読み取り機があります、口座振替の結果を、そこにそのデータを入れ込むと。

そのセキュリティについては、確かに、そこで住基システムと間接的に接するということになるんですけど、そこはその読み取り機械において、現在もセキュリティが働いているものだと思います。じゃあ具体的なことは、私、今ここで説明はできませんけど、そこは今までとやり方が変わらない部分なので、今のやり方でいいんだと私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） セキュリティに関して、住基ネットにしたって、マイナンバーにしたって、今インターネットでネットバンキングなんかもあるんで、それを言ったらきりがないので、私もどちらというところというのはどんどん進めてほしいと思っている。ただ、そこだけ気をつけてくださいというのが言いたいことと、もう一つは、今ちょっと聞きましたけど、福祉関係のほうも入っているとされたんで、するならみんな一遍にしたほうがいいよという意味で言ったんで、たまたま3部署しか言ってなかったんで、説明が、だから、いわゆる口座振替に関するようなものを今回統合していますよということでよかったのかな。一応今のところ、わかる範

困は統合しているよということによかったのかな、どっかだけ残して後でまたするとかいったらややこしいでしょう。そういうことによかったか、その点だけ確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今、口座振替を利用している科目につきましては、今回の仕組みの変更で全て対応できるようになります。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

皆さんに申し上げます。本日の会議時間は議事進行の都合によって、あらかじめ延長します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長します。

日程第20. 議案第51号 工事請負契約の締結について（平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事）

日程第21. 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事）

○議長（若山 征洋君） 続きまして、本日追加提案のありました日程第20、議案第51号、日程第21、議案第52号を一括議題とします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○事務局書記（太田 恵介君） 議案第51号工事請負契約の締結について（平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事）、議案第52号工事請負契約の締結について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、契約案件2件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第51号は、工事請負契約の締結についてであります。平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事について、平成29年8月30日に入札会を行い、議案書にありますとおり、株式会社高牟礼建設吉富支店が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第52号は、工事請負契約の締結についてであります。平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事について、平成29年8月30日に入札会を行い、議案書にありますとおり、大浜建設工業株式会社が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第20、議案第51号工事請負契約の締結について（平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、議案第51号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

平成29年8月30日に、平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事の入札を実施した結果、落札者が決定し、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

工事名、平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事。

工事場所、吉富町大字直江。

契約の方法、指名競争入札。

請負契約額、6,912万円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額512万円です。

契約の相手方は、福岡県築上郡吉富町大字小犬丸479番地2、株式会社高牟礼建設吉富支店、支店長秀平信介。

工期は、議会の議決があった旨を通知した翌日から平成30年3月23日まででございます。

資料ナンバー4の入札結果調書をお開きください。指名業者7社のうち、1社が辞退し、6社

で入札を実施いたしました。入札書比較価格6,917万円に対し、入札額6,400万円、よって、落札率は92.5%となります。

事業内容の御説明をいたします。資料ナンバー4、2枚目の計画平面図を御参照ください。彩色しております部分が、圃場整備の予定の区域でございます。まず、色別に説明いたしますと、ピンクで彩色しております部分が田、黄色が畑、緑色が非農用地、オレンジ色が道路、赤色が用水路、水色が排水路となります。

以上、説明を終わります。よろしく御審議、御議決方お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明を終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これ、ある程度はお聞きしているんですが、ちょっと確認させてください。これ、契約、きょう決まれば、先ほど工事に入ると言われていたんですが、受益者負担金というものは確定されたのかというのがまず一点。

もう一点は、今、ここ、平成30年3月20日までということだったんですが、ということは多分、きょう契約したらすぐにでも始めるということは、今年度そこはじゃあ植えてない場所だと思うんです。植えてたらできないでしょうから。これは、耕作地はいつぐらいからここは使えるようになるんでしょう。で、その間、この方々は、この部分に関してはどうなるんでしょう。何か補償が国からあるのかとか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、受益者負担金でございますが、受益者負担金につきましては、今年度本工事、平成30年度が換地業務としまして確定測量、それから所有権の移転登記等が完了しまして、清算金としてその時点で受益者負担金が確定をいたします。

次に、現在、圃場整備のために作付を当地区はしておりません。ただ、補償につきましては、基本的に圃場整備は、それぞれ個人の所有地を区画整理するものでございますので、その間作物がつかれないからといって、それについて補償するものではございませんので、それについては一切ございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長が答弁されたそういう内容の状況にあつてなお、地権者の全ての皆さんが100%同意されているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） おっしゃるとおりです。

済みません、先ほど山本議員からの質問で、いつ作付ができるのかということをお答えさせて

いただきます。来年3月の23日の工事をもって、平成30年産の水稻の作付からは可能になります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） さっき、ちょっと僕が聞いた負担金の分、金額はわからないと思うんです、いろいろ事業がならんと、最終的な。パーセントというのは出るんじゃないかな、どうなん、ちょっとそこだけでも教えてほしいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 割合につきましては、圃場整備を着手する前に地元説明会におきまして国が50%、町が40%、残りの10%が受益者負担となりますということでは御説明を申し上げております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今さらみたいな気がするんで、一応確認の意味でお伺いいたします。作付を来年からできると聞いたんですけど、圃場整備がなった後に、全このされた用地に対して作付をされるのか。

また、したからには、絶対そういうふうな作付をして、水田なりの耕作をしなければいけないというのはあるのか。

または、しても休耕でつくらないよということができるとか、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圃場整備が完了後の、それぞれの農家の営農計画については、それぞれでされることですが、区画が整理され、作業性もよくなるということから、今現在わかっていますのは、米、麦に合わせて高収益野菜となりますブロッコリーを、団地化して作付しようという話を進めているように聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう一点だけ教えて。せっかくこれだけお金かけて、今言われたように営農計画を立てて皆さんもやられるんでしょうということを書いていたんで、ないとは思いますが、この圃場整備をした後の土地が、減反になるとかいうことはあり得ないですよね。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 生産調整につきましては、圃場整備をすることによっていろん

な面で生産性がよくなるということで、ただし生産調整については、引き続きあるというふうに聞いております。その生産調整の部分については、圃場条件の悪いところを休耕なり、他の作物をつくったりとかいうふうにするのではないかと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 界木地区はないということかな。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 界木地区についても生産調整はされます。ただ、圃場整備をすることによって、他の圃場よりも作付等がしやすくなる。区画化により大型の機械を利用することができるということで、生産調整をする農地については、個々の農家が決めることですので、せっかく区画がされた圃場を生産調整、何もつくらないというのは、多額の費用をかけておりますので、当然、農業者の皆さんは理解をされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、予定価格が事前公表から事後公表に変わったということで。しかしながら、このやり方は固定化されたものではなく、今後も検討していくという方針が全協で表明されました。

公正で適切な価格で落札がされるような制度を求めていくべきこと、そして現時点では、最低制限価格を設定すべきという意見を添えて賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありますか。

梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今、入札が行われ、この計画の時点からでも私賛成討論したんで

すけども、あくまでもこの事業は、地元農民からの要望に基づいた町主導による事業だというふうに承っております。この入札結果を聞き、いよいよこの事業が始まるに当たり、他の農業地域でもその機運が高まるような工事が行われ、なお一層の担当課の奮闘を期待し、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号工事請負契約の締結について（平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第52号工事請負契約の締結について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の2ページをお願いいたします。議案第52号工事請負契約の締結について御説明いたします。

今回の提案理由でございますが、公共下水道工事を施工するため、平成29年8月30日に指名競争入札を実施した結果、大浜建設工業株式会社が落札をいたしましたので、その者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容といたしましては、1、工事名、平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事です。

2、工事場所、吉富町大字土屋地区内です。

3、契約の方法、指名競争入札によるものです。去る8月30日に入札付しました。

4、契約金額、9,255万6,000円です。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は685万6,000円です。

5、契約の相手方は、福岡県築上郡築上町大字坂本523番地の1、大浜建設工業株式会社、代表取締役尻無濱公人です。

工期につきましては、議会の議決があった旨を相手方に通知をいたしました翌日から平成30年3月23日までです。

続きまして、資料ナンバー5の1ページをお願いいたします。入札の結果調書でございます。9社を指名し、7社が入札会の事前に辞退をされ、2社での入札となっております。落札率は95.7%でございます。

続いて2ページの図面をごらんください。工事箇所は土屋の壺神社の交差点から南側へ町道村中ツルノ上線を南側に上る管路と旧土屋住宅内の町道部に管径150ミリの塩化ビニル管を開削工法にて敷設いたします。なお、敷設延長は1,033.1メートルを予定しております。

説明は以上でございます。御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 聞き漏らしたかと思いますが、工期最終はいつになるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 平成30年の3月23日でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 単純というか、ちょっと疑問に思っているんで、ちょっとこれ教えてほしいんですが、この図面見ながらでいいんですけど、この土屋地区のこの地区というのは、確か、かなり海拔より低い、海拔より低いわけじゃないけど、町なかではかなり低い土地ですよ。

下水というのは、確か自然に流れるように勾配をつくってするものと以前聞いたんですが、ここ低いんですけど、全体的に、これそのためのポンプで上げてするき大丈夫なんですか。というのは、停電とかになったらポンプ止まったりせんのかなとか、ちょっとその辺が心配なんで、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 今の、土地の高さの関係ですが、この図面でいきますと、旧住宅内ですね、佐井川のすぐ横の地区、この地区につきましては、一段低くなっております。そちらの汚水につきましては、ちょうど武吉商店の坂を下りたところあたり、そこにマンホールポンプという印がついているかと思いますが、この低い地区の排水につきましては、一旦このマンホールポンプのところまで自然流下で集めまして、そこから武吉商店側の一段高いところまではポンプで上げます。ほかの土屋の村中地区につきましては、一般的には下流域の直江地域等に比べまして、まだ高さが高い位置にありますので、自然に下流に向かって流れていくということで

ございます。

停電時についてなんですが、停電時につきましては、マンホールポンプにつきましては、どうしてもやっぱりとまります。ただ、マンホールポンプも、常にポンプで電気を使って上げているわけではありませんが、マンホールの中に汚水がある程度たまった段階で、ポンプがかかって高いところへ送ると。ある程度の量が送ったら、またしばらくは汚水がたまるまではポンプが回らないということがございますので、長時間の停電になりますと、何らかの対応をしないとイケないかなるんですが、一般的になちょっとした時間帯での停電であれば、十分そこがあふれたりということがなる前に復旧をして、ポンプで汲み上げていくというふうに想定をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど、工期の話をお聞きしました。今年度中ということ、これだけの広さ、今年度中に主管としてできるんだと。いよいよ面整備のことになると思うんですが、大体でいいんですが、これ面整備やれば大変なんだろうと思うんですが、最後の人のところまで面整備が完了するには大体数年かかるだろうと思うんですが、今考えてどれくらいか、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 全地区の計画でいきますと、今のところは平成47年ということでございます。

土屋地区につきましては、先ほど来、ほかの関係でも現在整備地区について、次をどこをやるかということで、今年度検討をいたしております。ですので、今現在面整備については、例えば、土屋地区がことし、ここをやります。広津上の旧10号線を渡った地区と幸子古が先般契約をして、幹線が伸びていって一部つながります。それと、今年度、今吉の保育園から南側に行く地区というのも今年度整備をいたしております。それともう一つ、ことしの予算で鈴熊地区の山の南側、池の周辺ですね、あちらをことし計画をしております。

来年度、恐らくその周辺にはなると思うんですが、どこをしていくというのは、今から計画をしていくところがございますので、この土屋の地区が、すぐに引き続き来年をするかどうかというのは、まだ今の段階ではわかりませんが、なるべく接続の意欲のある地区から優先的にしていきたいということで、土屋も意欲は高いというふうにはお聞きしておりますので、より近い将来、ほかのところにも行くものと考えております。ちょっと今の段階で、来年やるかどうかというところは、ちょっとまだ決定しておりませんので、お答えできませんが、そういった状況でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 聞き方がまずかったけど、大体予算がついたとして、これくらいの面積のところだと何年ぐらい、予算がついたらの話、やっとできたな、来そうだなと皆さん喜んでいただけるだろうと思うんですが、面整備はできてからじゃないとできませんので、仮に面整備が始まったとしても、来年度即初めて、今までの経験上、何年かかるのかなという、そういうあれですが、今難しいなら結構です。済みません。そういう質問だったんですけど。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 漠然としていて、なかなかお答えしづらいんですが、この土屋地区、次をもし例えば行くとすれば、今回この計画に入っています赤い線が入っているところは、ほぼ今年度接続が可能な状況になります。

土屋の本村で残っていますところは、今、産業建設課のほうで村中の道路の改良を検討しているところがあるかと思えます。次に面整備が行くとすれば、その道路。それと、圃場整備の周辺、圃場整備をしている周辺の道路がございますが、その沿線に沿って、次行くときはやろうかと思っておりますし、行けるのであれば、その行くときには、あと土屋の本村の残りのところは、一度に行けたらなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） これ、入札なんで、聞いていいかどうかわからないんですけど、よく民間の方々聞くのに、何か知らんけど、年末になったら掘ったり埋めたり、掘ったり埋めたり、私が梅津というんだけど、そういう批判を聞くんです。

今、いみじくも課長がおっしゃった次は村中道路ありますよと、その辺の整合性というか、難しいんですかねえ。

だから、何が言いたいかという、まさに拡幅工事が始まるじゃないですか、予算の関係があるから埋めたりできないんですよ、用地がからむんで。ですけど、住民、町民、市民、村民の素朴な疑問はここにあるんです、掘ったり埋めたり、掘ったり埋めたりというのは。ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 工事につきましては、道路の工事の場合もございますし、道路の側溝、水路の工事もございます。それと、うちの課が行っています水道の工事、そして下水道の工事、そのほか建設工事等々に伴いまして、その周りを工事車両が通るといようなことが想定をされます。

どうしても全ての部署が、ことしはうちがやるから、ことしやらずに来年というような完全な調整ができるわけではございませんので、どうしても工事が集中する地区というのができて御

迷惑をかける場合が多いかと思えます。

下水道工事につきましても、ことし計画を見直すという話をしておりますが、その計画の見直しの中で、工事を段々今上向き、南向きに上っていつているんですが、どうして段々工事の箇所が近くなってきますと、今吉でも工事をしている、鈴熊でも工事をしている、広津上でもしているといえますと、今度は住民の方たちが、移動ができなくなってしまうというようなことも想定されます。

ですから、次、どこを工事をするという考えるときに、当然、皆さんの生活道路が使えるような工事というのをおわせて検討しますので、先ほど言ったようにいろいろ考えて、工事の順番、年度を考えていくということには十分留意はしておりますが、100%皆さんの納得のいくというのは難しいのかなとは思っておりますが、十分留意をしてやりたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの議案と同じ意見を添えて、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号工事請負契約の締結について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は17時45分とします。

執行部は退席されて結構です。

午後5時24分休憩

午後5時38分再開

○議長（若山 征洋君） 少し早いようですが、皆さんがそろっておりますので、再開いたします。（発言する者あり）再開します、（「議長」と呼ぶ者あり）丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 動議を提出します。

吉富漁港の浚渫を求める決議についての発議案を提出します。

書面にて事務局に提出しておりますので、御観察のうえ、直ちに審議していただくことを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ただいま、丸谷議員より吉富漁港の浚渫を求める決議についての発議案が提出されました。

この発議案は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

お諮りいたします。ただいま丸谷議員外2名から提出のありました吉富漁港の浚渫を求める決議についての件を、この際直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、吉富漁港の浚渫を求める決議についてを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○事務局書記（太田 恵介君） 発議第6号吉富漁港の浚渫を求める決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、提出者に説明を求めます。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 吉富漁港の浚渫を求める決議について、裏面に記載のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いします。よろしくお願いします。

これから、質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと、認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 提出者の意見に賛成いたします。
以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後5時44分散会